

平成 27 年川俣町議会第 4 回定例会会議録

平成 27 年川俣町議会第 4 回定例会は、3 月 10 日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 斎藤博美君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 菅野正彦君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君
16 番 黒沢敏雄君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤光正君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記長 岡健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

議案第 23 号 平成 26 年度川俣町一般会計補正予算（第 10 号）（質疑・討論・採決）

議案第 24 号 平成 26 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）（質疑・討論・採決）

議案第 25 号 平成 26 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（質疑・討論・採決）

◎開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は、16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において1番議員 村上源吉君、2番議員 高橋道弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2、これより、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。2番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

ここで当局の答弁書を配付いたします。（答弁書配付）

○2番（高橋道弘君） おはようございます。2番 高橋道弘であります。

あす3月11日で東日本大震災から4年を迎えることとなります。あの大地震を契機として、人類史上に残る原発災害により、いまだ避難生活を余儀なくされている山木屋の皆様、心よりお見舞いを申し上げますとともに、原発災害と闘っている全ての人々に連帯の心を表すものであります。

さて、23年3月11日、あの経験したことのない大地震によって、私たちの役場庁舎は全壊し、なくなりました。あれから4年間、町民の皆様は、新しい庁舎はいつ建つんだろうと思いながら、役場機能が分散している不便と、中央公民館、保健センターの使用が制限されていることに耐えてまいりました。本町と同じく、役場庁舎が全壊した国見町の新庁舎が竣工し、5月には新庁舎で執務を開始するという話が聞こえてくる中、川俣町は何をやっているんだと、早く庁舎をつくれという批判が町民の中から上がってくるのは、至極当然のことだろうと思います。私を含む全議員が、一日も早く庁舎を建築すべきと、この間要求してまいりましたが、自治として事業が進展しなかった原因は、押しなべて町当局の姿勢にあるということは強く指摘しておきたいと思います。

新庁舎の建築について、議会は、平成25年、庁舎建設特別委員会を設置し、本年2月23日まで、18回にも及ぶ委員会を開催し、新庁舎の機能等について提言するとともに、早急なる工事の着工を促してまいりました。18回にわたる特別委員会において最も大きな課題となに残ったのは、二つの点であります。

その第一は、建設用地、敷地の確保であり、いまだ見通しがついていない状況にあります。もう一つは、建築費用を含む今後の町の中期的な財政計画でありました。このことは古川町長も十分認識しておることと思うわけであります。私は、川俣町の将来を決定づけるこの庁舎建築に伴う財政計画について、新庁舎は必要最小限の機能でつくるべきだという基本的な考えのもと、3点について質問をいたします。

一つ。町の将来人口及び財政力を踏まえれば、新庁舎の経費は圧縮すべきではないか。

二つ。本年2月23日に2年遅れで議会庁舎建設特別委員会に提示されました財政

計画は無謀すぎるのではないかと。

三つ。町民が望んでいるのは、立派で豪華な庁舎ではなく、地域社会の少子化、高齢化が深化しても維持継続できる医療、介護、教育サービスの充実であると思うが、この町民の願いは実現できなくなるのではないか。

家庭であれ、会社であれ、素晴らしいマイホームや立派な社屋、工場を建てたいという願望はいたしますが、身の丈に合ったものに必ず落ちつきます。それは個人であれ組織であれ、健全なる持続性こそが、そこに帰属する人々の夢を、希望を支える要となるからだと思います。自治体における健全な持続性とは、すなわち財政の健全性であります。何十年も続く人口の減少と、何十年もこれから続くであろう原発災害に真っ正面から立ち向かい、町の復興を果たしていくためにこそ、抜本的に財政計画を見直すべきであると申し上げ、私の質問といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さん、おはようございます。きょうも一般質問であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず2番 高橋道弘議員のご質問に答弁をいたします。

初めに、新庁舎は必要最小限の機能でつくるべきの（1）町の将来人口及び財政力を踏まえれば、新庁舎の経費は圧縮すべきではないかについてのご質問であります。新庁舎の建設に当たりましては、ただいま2番議員のお質しにありましたような、身の丈に合った役場ということは非常に大事なことでありますので、そのような観点に立って、決して派手な、華美なものをつくろうという考えはない中での新庁舎建設に当たっていることについて、まずはご理解を賜りたいと思います。

本町の平成27年2月1日現在の現住人口は1万4,210人であり、平成17年からの10年間で約2,900人減少している状況にあります。町の将来人口推計によりますと、平成36年には1万2,500人を割り込むと予測されており、これに伴い、年齢3区分別の人口割合では、14歳未満の年少人口と65歳未満の生産年齢人口の減少により少子高齢化が進行し、高齢化率が40%に達することが予測されております。また、総人口と生産年齢人口が減少することから、それに伴い、町税収入や国からの交付税等の減少も懸念されるところであります。

このような中、庁舎の実施設計に当たりましては、新庁舎検討委員会からの答申や職員からの要望、町民の皆様からのご意見、さらには議会新庁舎建設特別委員会からのご意見やご要望等を可能な限り反映させるとともに、町民の安全・安心を守る防災拠点機能の充実、町民サービスや事務効率の向上を図るための諸部屋の面積や仕様等を検討し、実施設計を行ったものであります。内外装の意匠は決して華美なものではなく、電気・機械設備につきましても、省エネルギーに配慮をした適切な設計であると考えております。

建設費につきましては、新庁舎建設基本計画に当初見込んでいた本体工事費からは大幅な増加となっておりますが、これは必要な諸室や規模の精査により、延べ床面積が増加したことや復興関連事業による公共工事の増加や東京オリンピック開催に向け

た建設需要の増加等により、労務費や建設資材価格の著しい高騰が発生しているほか、消費税増税などにより、大幅に建設コストが押し上げられ、建築単価が震災前と比べて大幅に上昇していることによるものであります。また、震災の教訓から、災害時にも防災拠点機能を発揮できる庁舎を目指し、免震構造や非常用発電設備を取り入れたところであり、これは建設費上昇の一因となりますが、大地震発生時の安全性や財産の保全などを考えた場合には、十分にその価値はあるものと考えております。

しかし、先に申し上げましたとおり、今後予測される人口の減少により、それに伴う税収や交付税の減少も懸念され、今後の町財政は厳しさを増すことが想定されます。また、庁舎建設費の財源は、国からの財政支援と県からの補助金以外は、起債等に大きく依存することから、後年度負担を少しでも軽減するため、可能な限り適切に設計の見直し等を行いながら、事業費全体の縮減に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2) 本年2月23日に2年遅れで庁舎建設特別委員会に提示された「財政計画」は無謀すぎるのではないかとのご質問でございますが、現在、町では、震災からの復旧・復興を目指し、復興公営住宅や新庁舎の建設、工業団地造成等の大規模事業に取り組んでおりますが、これらの事業の財源としては、交付の確実性の高い復興交付金や震災復興特別交付税などを見込んでいるものでございます。しかしながら、新庁舎や復興公営住宅の建設につきましては、先に答弁したとおり、復興事業等による建設需要の増加により、労務費や建設資材価格が著しく高騰し、建設コストが上昇していることから、国等からの支援が見込まれない事業費の不足財源につきましては、町債等で賄う計画としていただいております。

2月23日にお示しした財政計画における今後の公債費の償還シミュレーションでは、償還金のピークが平成34年度で約6億8,500万円となり、本年度償還金の決算見込みと比較して、約1億7,000万円を上回る額になるものと想定しております。

なお、復興公営住宅の整備に当たりましては、先に新関善三議員に答弁したとおり、現時点で約6億円の財源不足を見込んでございますが、町では国・県に対し、交付金等での対応を求めていますので、現時点では未確定であるため、当該償還シミュレーションでは、町債等で対応する計画としております。

今後限られた歳入財源の中で、公債費や扶助費の義務的経費を初めとする経常経費の伸びに対応していく必要があるため、それに財政状態を検証しながら、町財政の弾力性が失われないよう、計画的に節度ある財政運営の取り組みを徹底してまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

次に、(3) 町民が望んでいるのは、立派な豪華な庁舎ではなく、地域社会が少子化、高齢化が深化しても、維持継続できる医療、介護、教育サービスの充実であると思うが、この町民の思いは実現できなくなるのではないかについてのご質問でございますが、先に答弁申し上げましたとおり、庁舎の実施設計に当たりましては、新庁舎検討委員会からの答申や、町民の皆様などからのご意見、さらには議会新庁舎建設特別委員会からのご意見やご要望等を可能な限り反映させたものであり、また、大地震

を教訓とした防災拠点としての機能を発揮するとともに、町民サービスの向上を図ることができる庁舎建設を目指したものであります。

また、内外装の意匠に関しましても、決して華美なものではなく、電気や機械設備につきましても、省エネルギーに配慮した適切な設計であると考えております。しかしながら、労務費や建築資材価格の高騰により、建設単価が上昇する中で、建設費の財源については、国からの震災復興特別交付税や県からの補助金以外は起債等に大きく依存することから、後年度の負担を少しでも軽減できるよう、可能な限り事業費の節減に努めてまいるのでございます。

このような考え方のもと、今後は常に財政状態を検証しながら、医療、介護、教育サービスの一層の充実に向けた持続可能な財政運営の取り組みを徹底してまいるのでありますので、ご理解をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 多くの町民の皆様も傍聴しておりますし、また、インターネット等でごらんになっている方もいますので、この財政計画がどんなものかわからないでお聞きになっているかと思しますので、簡単にまず紹介したいと思うんですが。

今、町長が言った財政計画というのは、10年分つくったわけではありますが、毎年毎年のこの形式収支が、26年度は9,900万残る見込みだと。で、27年度は1億1,600万に始まって、平成32年度は7,200万だと。33年度は2,900万円しか残らないと。34年度は1,800万しか、決算すると残らないんだと。さらに35年度は230万しか残らないんだと。こういう計画が、町長が今議会に示しているわけですね。で、今、町長が答弁したように、いや、みんなの意見を聞いてつくったからこういうふうになったんだと、決して華美ではないんだというようなお話でございますが、華美あろうがなかろうが、将来200万とか1,000万しか金が残らないような財政計画で町の運営ができるのかということなんですね。ですから、まずは第一点に、経費を圧縮するように努力していきたいということなんだけど、特別委員会でも私何回か聞いて同僚議員も聞いていますが、免震構造と耐震構造の工事費を比較して幾ら違うのか、これは把握しているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 高橋議員のご質問に答弁を申し上げます。

免震構造による建築費と耐震構造による建築費の差異でございますが、おおよその金額ではございますが、約1億円程度の差異はあるものというふうな計算はしたところでございます。免震構造のほうが高くなるというふうに計算したところでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1億円という金は、川俣町にとって、決して、これ、小さい金ではないですよ。で、現に町長がやった川中の耐震工事ありますね。あれは4階建てかな。4階建ての川俣中学校、多分昭和47年にできたと思うんですけど、あれが耐震補強工事やって、あの地震を耐えたわけですよ。で、一方新しくつくるのは最

初から耐震工事やるわけですから、川中よりもはるかに丈夫にできるんだと私は思うんです。それが1億円余計に金かけて、免震構造で金がない川俣町がつくるというのは、私はいかがなものかと、こういうふうに思うんですよ。

それからもう一つ。華美、豪華にはつくらないと言ってますよね、町長。だけど、3階まで全面ペアガラスにして、西側は全部タイル張りにするんですと。タイル張りなんていうのは見た目の話であって、何の機能上の問題ありませんよね。ペアガラスでつくったからといって、ねえ、何かこの町民の皆様が利便性が向上するのかというと、そんなこともないわけですよ。中で執務する多分職員の方々だって、伊達市役所の職員の皆さんの話を聞くと、非常に使いづらいというのが、これ、一般的な話ですよ。伊達の市役所の人に聞けばわかりますけど。そういった中で、何でこのペアガラスとタイル張りをやめないのか。床暖房はやめたようなんで、町長ね。床暖房も最初やると言ってたんだけど、これはやめたようですから、これは評価するとして、何でペアガラス、全面ガラス張りと、そのタイル張りにこだわるんですか。これもやめれば、かなり私は経費は圧縮すると思うんですが、幾ら、これ、安くなりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 答弁を申し上げます。

南面の壁面にはガラス面を対応することとしておりますが、一部コンクリート壁も取り入れるというふうな計画も持っております。ただ、ペアガラスの際と、通常のコンクリート壁も対応したものの、金額の差というのは具体的には算出しておりませんが、将来的にはペアガラスの場合に、断熱性も優れておりますし、壁面の維持、メンテナンスなどに関しましては優れているという点もございますので、一長一短、長めで考えれば、特に高価なものではないというふうな判断で、このような設計になったものでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） だから、町長ね、圧縮につとめますと言うんだけど、ねえ、どう考えてもタイル張りなんていうのは、広域でつくった、信達福祉会でつくった梁川ホームを見ればわかるように、梁川ホームも、あれ、全面タイル張りですよ。だから川俣ホームと比べて、平米単価10万も高いんですよ、あれ。だから、いかに高くなるかというのは明らかなんです、それは。だから、明らかなことを、何でお金がない川俣町が、あえて身の丈に合わねえようなガラス張りにしてみたり、タイル張りにするのかということを私は申し上げたい。みんなから、こういう機能が欲しいんだということは、これは誰でもわかることです。だけど、その機能を充足するにしても、必要最小限のコストで、どうやったら具現化できるのかと考えるのが、私は町長の仕事だと思うんですよ。そこを、何でこのあえて、固執しているんだか。まあ、見直すと言っているんで、ぜひ、こんなの見直すのは簡単な話だと思いますから、ぜひ見直ししていただきたいと思うんです。

それで、財政計画の話に移りますけど、この新しい庁舎ができた後の電気料からペアガラスの掃除から、全て含んだメンテナンス費用は、この財政計画では毎年何千万

見ているのでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 答弁申し上げます。

新庁舎完成後の運営維持費でございますが、維持管理、そして光熱費、電話代などの運営費、その他修繕料などを含めまして、年間3,000万円ほどの管理費がかかるものというふうに見ているところでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 3,000万見込んでるっていうお話なんですけど、そうしますと、過日この2月23日に議会の特別委員会に提出をされました財政計画の、歳入と歳出と、こうあるんですけど、その3,000万は物件費に入っているんですか、維持補修費に入っているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

物件費のほうに計上して、計画を策定してございます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうしますと、物件費に計上しているというお話なんですけども、例えばですよ、これ、決算の成果の概要なんですけど、過去の11年間分の物件費の推移が載っているんでございますが、過去、震災前ですよ、震災前の最高の物件費は、平成21年の9億8,500万なんですね。それに対しまして、今般提示されました物件費の計上額を見ますと、平成28年度までは集中復興期間ということで、いろいろな事業があるので延びているのはわかるんですけど、それが落ちついたということでの平成29年度からの物件費を見ますと、9億5,000万から9億7,000万くらいで推移しているんですね。ということは、過去においてもですよ、過去においても、これ、9億台、8億台の物件費でやってきているわけですよ。そのときは、ほとんど維持費、経費のかからない庁舎の時代の話ですよ。それに対して、今度新しい庁舎ができて、3,000万を超えるランニングコストを上げて、過去と同じだったということになれば、どこの物件費が削られたんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

物件費につきましては、平成27年度の予算計上額をベースといたしまして、28年度分につきましては、原子力災害対応分を想定してございますけども、それ以降につきましては、新庁舎にかかる物件費の増分といたしまして、エレベーターや免震構造に係る点検費などを計上しまして、平成29年度以降につきましては、震災前の物件費を参考に、見込んだ額を計上したところでございます。具体的に何の分といいますと、現在の原子力災害対策分は当然減額になってございますけども、全体的にこれまでの実績から、平成29年度以降につきましては、震災前の物件費を参考ということで見込んでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） わからないんですけど、じゃあ、次の質問をしますね。

歳入ね、この財政計画の歳入なんだけど、この法人町民税が1億1,000万台で、これから10年間ずっと入るんですけど、こういうふうなシミュレーションなんですね。特別委員会でも申しあげましたけども、震災前の平成21年度の法人町民税は5,589万2,000円ですよ。で、22年度の法人町民税は5,000万と96万4,000円なの。これが通常の川俣町の法人町民税ですよ。それも、ほとんど均等割ですよ。所得割のほうはほとんどなかったというのが実態。まあ、今は、その震災の復興特需といいますかそういったものもあって、あるいは東電の賠償金等もありまして、1億1,000万円計上しているかもしれませんが、これが10年間続くという根拠はどこにあるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

法人町民税の財政計画上の見込みにつきましては、過去の実績から、平成25年度の決算額が8,789万8,000円ほどございまして、1億円は下回ってございますけども、平成26年度の決算見込額が約1億2,000万ほど見込めるということで、平成27年度以降につきましては1億1,000万円台で推移する計画ということで、税目の中では大きなウェートを占める法人町民税ということで、計画の中には盛り込んだところでございます。1億円台で推移するというので計画に入れてございます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、だから町長、それは絶対来ない。だから、私は無謀だと言っているわけよ。1億1,000万というのは、今までの過去の、川俣町の実例からいって、そんなことあり得ないです、法人町民税。今はたまたまそうなったというだけの話ですよ。そこをきちんと認識しないで、3年だけでもばいような計画をつくっているから、私は無謀だと、こう言っているわけですよ。

それから、町長、もう一つね、わからないでしょうから、よく見てくださいよ。計画書を持っているのかな、町長。いいですか。地方消費税交付金ありますね。これ、今度8%になって、2年後に10%になるということですよね。それで、このシミュレーションを見ると、平成30年からかな、2億5,150万円、ずっともらえると書かれているわけ。町長。地方消費税交付金はですよ、何でもらわれるかといったら、就業労働人口とかそういったものが基礎数字になるわけだ。一方、町長が示している人口のシミュレーションに見れば、生産人口は、平成27年度8,000人から35年度は6,000人に、実に19%減ると、こう書かれているわけだ。そして、過去の川俣町の地方消費税交付金も、いいですか、最高が平成16年度の5%の時代ですよ、1億7,000万ですよ。これがずっと人口が減るに従って生産労働人口も減ってきますから、交付金が減ってくるわけですよ。で、震災前の平成22年度1億4,400万と。これ3,000万も減るわけ。これが10%になって、一時は確かに2億5,500万もらえるかもしれねえよ、それは。だけど、ずっと減ってくるじゃな

いですか。人口が1万2,000人に減りますって、ちゃんと町長も提案しているわけだから。そうしたら、何で2億5,000万円が、ずっと消費税もらえるという計算になっているんですか。この根拠は、これ、見込みましたというのは、課長ね、課長の話だ。見込んだのはわかるんだよ、書かれているから。何で見込めるのかと私は質問してるの、さっきの話は。何で、これ、ずっと、消費税交付金2億5,000万もらえるんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

地方消費税交付金につきましては、平成29年4月1日からの税率改正を見込みまして、現在の8%から10%に上昇するということを前提にいたしまして、平成30年度以降は1年間、29年度については段階的に移行があるので、1年分計上されませんので、30年度から1年分ということで、現在の見込みから2億5,150万ということで、計画期間35年度まで続くということで、計画上、数字を計上してございますけれども、現在の人口の状況などからも、この額を確保できるかどうか、不安な部分もございますけれども、現在の推計人口などからをはじめまして、2億5,000万台ということで、計画は一律にさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 財政課長はそう答弁するしかねえんだけど、町長に聞いているんで。

いいですか、町長。だから、課長の言っているとおり、そんな同じ額なんていうことはあり得ないですよ。人口が減ったら、減るんだから。生産労働人口が減ってくれば、ずっと消費税交付金は減るんですから。その仕組みをわかってこれ見ないと、町長、もう、とんでもない間違いしますよ、はっきり言って。

次に聞きますよ、今度は歳出ね。例えば歳出の人件費ね。いいですか、26年度、総人件費11億1,200万だと、こう書いてあるわけだ。これは決算だから。見込みだから、間違いないと思いますよ。ところが、平成34年度は9億2,000万に2億円も減ると書かれているんだ、これ。2億円減らねえと、赤字になっちゃうんだよ、これ全部、さっき言ったシミュレーションが。ところが、町長、いいですか、職員人件費と総人件費は職員人件費は総人件費に含まれるわけだ。いいですか。平成15年度は、町長が予算つくった平成15年度から25年度まで、総人件費の中に占める職員人件費以外の人件費。結局、町長とか特別職の給料、我々の報酬だとか、いろんなのがありますね、職員給与以外のもの。これは11年間平均すると、いいですか、5億円ですよ、毎年。5億円あるの、その他の人件費というのが。で、何ぼ努力しても、いいですか、平成15年度に対して平成26年度は、総人件費では81%減った。職員人件費は、この間の人事院勧告とかいろいろあって、73%に減っているんですよ。すると、この9億円に平成34年度がなるといったらば、職員人件費は総額で幾らで見えているんですか。今6億7,000万ですよ、25年度の決算でいえば。これ

が、平成34年度は職員人件費は何ぼで見込んだんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

ただいまご指摘いただきましたとおり、平成15年の時点から平成25年の間、11年間になりますけれども、11年間で人件費全体ではご指摘いただきましたとおり、2億5,000万ほど減額になっている実績がございます。11年間でございますけれども、で、ただいまご指摘いただいております平成35年度時点の人件費総額の中の職員給につきましての質問でございますけれども、ちょっと、手元に人件費全体の資料しかございませんので、今答えることができませんので、後でお願いしたいと思います。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） それでは、暫時休議いたします。

（午前10時37分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午前10時49分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

平成35年度時点の人件費のうち、職員給与につきましては5億1,518万8,000円でございます。職員給は給料と手当ですので、そのほか職員の人件費に係る共済組合の負担金や退職手当組合、総合事務組合負担金等も連動して減少するというところで、職員給に合わせた減少を見込んだ人件費の財政計画になってございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） すると、今、職員は徐々にふえているわけですよね。いろんな事業があつて、災害復旧事業等があつて。そういった中で、8億円だった職員給がずっと減ってきて、平成15年で8億7,700万かな。それが、平成35年度には5億にまで下がるんだと。3億円も減るんだと、こういうことなんですね。で、8億円ときの職員数は138人なんですね。で、今は多分119人か120人で見込んでいるんだと思うんですよ。と、職員の数と同じく見込んだと、こう言っていましたよね、前ね。財政計画を提示したときに、職員数は同じだと、こういうふうに見込んでおりますと、こういうことなんだけど、そうすると平均給与が20%くらい下がると。今6億7,000万で当初予算を出しているわけですから、それが5億1,500万に10年間で下がるということは、ねえ、1億6,000万下がるわけだから、総人件費、職員だけの人件費がですよ。そうしたら、もう物すごい比率で下がるわけですよね。その下がるという比率の根拠たるは何なんですか。その、給料が高い人やめて、新しい人が入るから下がるんだみたいなことをこの前言いましたけど、毎年毎年定期昇給というのがあるわけじゃないですか。だとすれば、じわじわと、なんぼことしの4月1日から若年層を1%上げて、30歳以上は1%下げるということをやったって、実

際は現給保障だから、130万、人件費増と言っているわけでしょう、当初予算の説明で。だから、そんなに極端に、私は下がるものではないと思っているんですよ。そこ間違ったらば、もう、さっき言ったとおり、7,000万だとか2,000万だとか200万しか残らねえって。平成35年度では200万しか形式収支で金に残らないんですよと、こう言っているわけですね、この財政計画そのものは。そこで、もう、100万、1,000万狂っただけでパアになる、赤字になるということは明々白々なんですよ。だから、5億1,500万に本当に間違いなくなるという自信があるんですか、町長。本当に精査したんですか、町長。これ、大事なことですよ。10年なんていうのは、すぐ来るんですから。ましてや平成30年、消費税が29年に10%になって、平成30年になったときには、震災の復興の事業もほぼ終わってしまう。そうしたら、余計な金が入ってこないじゃないですか。復興特別交付税だって、いずれ終わることになっているのかな、これを見ると。すぐに終わることになってますよね。何だ、震災復興特別交付金は、平成32年度までしかもらえねえと。それも1億6,000万しかもらえねえという話でしょう。だから、すぐに赤字になるじゃないですか、ここが間違ったらば。そこ、町長、どれだけきちっと精査したんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

職員数につきましては、平成26年度末、今年度末の127人を想定しまして、計画期間は127人で推移することで計上してございます。前にも説明申し上げましたが、この127人を職員数として維持をしまして、年度末に退職される方を翌年度、4月1日に補充する形で127を維持するということで、計画上は、人件費、職員給は見込んでございますけども、今ご指摘いただきましたように昇給についても計上してございます。新規採用分を退職される方の人件費が上回るために、毎年度職員給全体で減ってくるというふうな計画になってます。

先ほども申し上げましたが、平成15年度から平成25年度の11年間で、当初135人の職員数でございましたけども、職員数の減などもございまして、11年間で人件費が13億8,000万円から11億3,000万円に、人件費全体でございますけども、11年間で2億5,000万減額したという実績もございますので、そういった中で、今回10年間の計画で2億1,000万ほどの減額というふうな財政計画にしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長。だから、過去の2億円減ったというのはどこが減ったかといったら、職員給だけなんです。その他の人件費は全然減ってないんですからね。我々議員の報酬も特別職のものも含めて、そこが4億から5億の間、常に確保しているわけです。ずっと同じですよ、これ。だって、行革できねえんだから、そこ。やってこなかったわけだから。やってきたのは、職員の給料を下げただけなんです。職員数を減らすことと、職員の給料を下げただけなの。それが今、国全体でやってるから、もっともっとひどくなっているだけの話ですよ。地域給の導入か

ら始まって。じゃあ、このままいっても、この職員の人たちは、この1億6,000万の減額で、将来見込んで働けと言ったら、町長が進めた、私は反対したんだけど、例えば、これ、すみよし保育園を民間に委託して、今何ぼ給料をくつちるのかと。調べてもらったんだけど、教育委員会に。保母さん、正職員で平均月給20万2,000円、臨時の人は17万2,000円と。これ、安くなっているわけ。いいかい。あと、あれだけ議会で1回否決しらっしゃがな無理無理ね、光風園、済生会に委託しましたよね。身売りしたわけだ、委託じゃなくて。これ、身売りしたんだ。その結果どうなったか。いいですか。事務職員は広域組合のときに比べて12万5,000円、月給が減った。生活相談員は20万2,000円減った。支援員は17万7,000円減った。看護師は10万5,000円減った。調理員は14万1,000円減った。これは年齢の問題もありますから一概には言えねえけど、今の平均月収で言ったらば、これだけ減っているわけよ。それじゃ、職員もそういうふうにワーキングプアみたいな実態に持っていくんですかと。そこ、本気で考えないと、いい人材も集まってこないでしょう、役場に。こんな安いところ入ってられるか、ほんじゃおれは福島に行ったほうがいい、伊達市に行ったほうがいいということになるんじゃないですか。

それで、もう一つ、あと3番目の話にも絡むんだけど、いいですか。財政計画で繰出金。介護保険料、議会の提案で、今1割カットしてますよね。その減免措置を29年度までやれと書かれているわけだ。30年度からは、これ、計上してないんだ。それもですよ、2,600万で計上してある、この財政計画は。だけど、ことしの27年度徴収が3,542万なんだ。介護保険会計に、この1割分として、1割減免している分として一般会計から補填するのがですよ。じゃあ、もうここで900万狂ってるんだ、最初っから。900万狂ったら、さっきの財政計画でいう1,200万残るとか200万残るなんていうことで、みんな赤字になっちゃうから、30年度からやらねえということでしょう。だけど、30年度、今度の議会にですよ、介護保険料を880円、第5段階で上げますという提案をしているわけでしょう。29年度までは今の第6期計画だよ。第7期計画がその後30年度から始まるわけだ。もっと上がるかもしれないじゃないですか、今のままいったら。そのときには、1割補填しねえといったら、六千何がしになる介護保険料が、7,000円になるか8,000円になるかわからないじゃないですか。それを全く補填しなくて、川俣町の高齢者の方々、1号保険者の方々が払えるんですか。まさに私は3番目で言っている医療や介護や教育のことに町民は関心があるのであって、そのことをきちっと持続性を持っていたきたいんであって、何でこの1割削減をのせないんですか、この計画に。まさに町民の暮らしを守れないじゃないですか、この立派な庁舎をつくることによって。そこはどうお考えですか、町長。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

介護保険特別会計の繰出金についてのお尋ねでございますけども、今年度平成26年度につきましては、過去の平成24、25、26年、3年分の調定実績に基づきま

して、10%減額分ということで、3年間で7,595万2,000円の繰り入れをする補正予算を現在お願いしてございますけども、3年間で7,500万を割りますと、単純に平均で2,500万になります。で、今お質しいただいておりますとおり、平成27年度の当初予算につきましては、1割減免分について、3,542万、予算上は計上してございますけども、財政計画上は2,700万ということで、これまでの3年間の実績よりは若干上回る額で計上させていただいておりますけども、今後の調定実績に伴いまして額は確定するところになりますけども、予算の3,500万の措置まではいかないということで、現在見込んでございます。

なお、調定実績に伴いまして最終的に繰り出すことになりますので、予算は若干多目に見てございます。財政計画上は、実績で、決算ベースでつくってございますので、これまでの3年間の取り組みを継続するかどうかにつきましては、平成27年度については、この第6期計画期間の3年間の初年度については10%減額を継続するというので、条例等も提案させていただいておりますけども、第6期計画の27年度から29年度までの3年間については、財政計画上は同額で、2,700万の繰り出しで推移するというので計画をつくってございますけども、30年度以降につきましては、今後検討課題ということでございます。当面は、支出するというのは、27年度までは決定してございますが、計画上は29年度まで見てございます。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、議員お質しの、30年以降どうするんだということではありますが、ただいま課長が説明申し上げましたけれども、この介護保険等についても、まだ確定しておりませんので、その時点で、当初申し上げましたが、見直しをするということは、そういうところも含めてということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議員がお質しのように、この庁舎をつくって、そういう介護・医療・福祉関係のサービスが落ちることについては町民は望んでいないと。全くそのとおりだと思います。そうならないように財政を運営していくのが私の責任だと思っておりますので、それはきっちりと受けとめまして対応してまいりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長。口でそう言っても、つくって出している計画に何にも反映してなかったらば、それはやらないということを対外的に明らかにしているってことでしょうか。一方だぞい、そう言いながら、この財政計画を見ると、私は非常に理解に苦しむんだけど、この前、町長、給料を復元するの、財政よくなったから復元するんだという答弁したよね。ところが、当初予算を見ると財政は厳しいんだと書かってるんだ。今後ますます厳しくなるんだと書いてある。じゃあ、どこで今度特別職の給料を元に戻すような根拠が出てくるんですかと。まさに言っていることとやっていることが違うでしょう、言ってること。そのことはちゃんと反省したほうが

いいと思いますよ。

それと、いいですか、この計画によればですよ、27年と28年度で庁舎建築だけで14億6,000万借金するという計画だよ、これ。14億6,000万。本当に、この庁舎、早くつくってほしいというのは町民の気持ちだよ。これは安いほうがなお良いということではないですか。将来の負担も少ないほうがいい。これは当たり前の話ですよ、納税者から見れば。そのことを実現するのも町長の責任だ、執行者なんだから。それを認めるか認めねえかは議会の仕事だ。そういった中で、いいですか、本当にこの庁舎つくってサービス低下させねえんだと言うんなら、この財政計画に、200万だの3,000万しかねえ、そいつさ人件費だって、これほど計画どおりは下がらねえ。法人町民税だってこのとおりもらわんに。誰が見たって、すぐ赤字になりますよ。町長の任期が終わったころは、にっちもさっちもいかないうことになってるから見てみなさいよ。私、証明しますよ、それは。実際3年過ぎたら、そうなるから、今のままやっていたら。だったら、それにならねえためには、復興住宅のこの5億6,700万借金をするとか、南小学校で3億6,000万借金する。火葬場つくるのに5億円借金する。合わせて14億2,790万円を28年度と29年度で、この3事業で借金すると書いてあるわけだ。それも全部、この償還計画に入っているわけよ。だから、復興住宅なんか造成したままで、分譲して売ったほうがはるかに山木屋の人たちは喜びますよ。建物なんか建てるのより。当てにもなんねえ復興交付金もらうんだなんて、ほんだから起債するんだと答弁しているでしょう。だったらやめたらいいじゃないですか、造成で。あとは売ればいいじゃないですか、山木屋の人たちに。何も、損害賠償で、土地買ったって何だって、全部賠償になるんだから、東電の。南小だって、昨日、同僚議員も質問したけど、1年に59人しか産まんに状態で、学校の統廃合、再配置を考えるのが町長の仕事じゃないですか。ましてや4月から総合教育会議をつくるんでしょう、座長やるんでしょうに。そうしたら、町長としての、きちっと検討するじゃないですよ。町長のきちっとした、統廃合を見直ししなさいと言えばいいんじゃないですか。そうしたら、一方で3年保育をやりますと。3年保育だって、金かかりますよ、これ。こんなの、どこにも載ってないじゃないですか、この財政計画に。だから、言っていることとやっていることと、実態が合わない、全部。これ、やめたらいいんじゃないですか、町長。そして、全部の財源を、今、人的にも財源的にも役場庁舎をつくってくれるというのが一番の町民の今の願いなんだから。そこに全力を傾注するというのが、執行者としての私は正しい責任のあるべき姿だし、3年後、4年後にきちっと責任を持った財政運営するのが町長の仕事だと思うんだけど、町長はそう思わないんですか。この、30億借金してやっていけると思っているんですか、本当に。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

財政破綻しないようにしっかりと運営していくのが町の責任でありますから、それはならないようにやっていきますので、これは信じていただきたいと思います。

ただいま指摘ありましたこの庁舎建設また復興住宅でありますけれども、庁舎建設につきましては、補助等、起債ということで、これは国のほうの制度を最大限活用することで、後年の負担が極力少なくなるようなシステムになっておりますこともご理解をいただきたいと思います。また、復興住宅でございますけれども、現時点で不足額の6億については、まだ確定しておりませんので、今、起債のほうに計上させていただきます。

なお、これについては、国のほうも、復興住宅を含め、国がやるべきところは全部国の責任でやるということは言明しております。ただ、今度は市町村にも負担を求めるようなことも考えていかなければならないというようなことがありますので、私どもは今回の復興住宅の不足分は、全て国が負担すべきということで強く要望しておりますので、また後日も国のほうに要望活動をするのでありますが、これは国の負担でやるべきということで強く言っております。ただ、現時点の財政計画の中では確定しておりませんので、町の起債ということで計上させていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間、あと5分です。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長は任期中しか責任ねえというやり方をするのかもしれないよ、それは。4年しか審判を受けてねえんだから。そうやってやってきた結果がですよ、過去において川俣町だって財政破綻の危機にまでいったわけじゃないですか。だから、全国で例のない行政改革をしながら、何とか乗り切ってきたわけよ。だけど、古川町政の12年間は何だったのかといたら、何にもしねえから財政が残ったというだけの話じゃないですか、仕事としては。ほとんど何にもしてないですよ、古川町長。そして、いいですか、私が議員になったとき、この財政シミュレーションでは、普通建設事業費は1億3,000万でずっとあと五、六年やると書かれているんだよ。平成31年、32年以降は。私になったときに3億円あったんだよ。3億5,000万の普通建設事業費あったって、砂利一つ、U字溝一つ直してもらうのに、全町民は我慢していたわけ。予算がねえということで。1億3,000万ですよ、どうやって、あんた、東京まで行ってこられるだけの町道を持っている川俣町が、そして高齢化が進んで、除雪の話だって、街路灯の話だって、歩道の話だって、これからどんどん需要が出てきますよ。そういった、少子化対策もやらなくちゃいけない、3年保育だって。そういったものに財源を振り分けるところなんか、どこも出てこない。そうしたら、川俣町の未来なんていうのはないじゃないですか。夢も希望もなくなるじゃないですか。何を言ったって予算ねえからしょうがないんだと言われて終わりなんだと。そうしたら、こんな町に住んでられるかということになりますよ、町長。そのことを肝に銘じて、それは検討しながら走るんだなんていうことでは、誰も、夢も希望もおっかなくて、もうこんな泥船に乗れないでしょうよ。だったら逃げていくかという話になっちゃじゃないですか、みんな。きちんと、やっぱり、この船に乗っていれば未来は開くんだというふうな方針をきちっと示すことが町長の仕事だし、そ

れを検証するのが議会議員の仕事なんだから。そこのところはね、もっと気持ちを入れかえて、昨日も同僚議員が言ったけど、検討だの国に協議するんじゃないくて、例えば介護保険では、これ、一般補正予算で私やるかと思ったんだけど、介護保険の1割減を国がよこさないというんだったら、東京電力に何で賠償請求しないんですか。ちゃんと、法的手続、何でとらないんですか。ADRでも、裁判でもいいから。当然でしょう。原発事故があったから、この状態なんだから。復興住宅だって、国が出さねえと言うんなら、東京電力へ要求したらいいじゃないですか。そういうこともしない。肝心なときは、国、県がと言う。そして、それは民事の問題と言う。そして、目先のことだけ何とかやりくりして終わっぺという、そういう態度では、私は町民の信頼は勝ち得ないと。幾ら町長が詭弁をようしたって、数字はうそをつきませんから、3年後、4年後に見事にあらわれるということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（黒沢敏雄君）　ここで休憩いたします。再開は午前11時30分といたします。
(午前11時11分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。
(午前11時28分)
◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君）　一般質問を続けます。6番議員　菅野清一君の登壇を求めます。
菅野清一君。

ここで当局の答弁書を配付いたします。(答弁書配付)

○6番（菅野清一君）　6番　菅野清一であります。私は、本定例会に臨み、さきに通告してあります大きく3件について当局の姿勢を質すものであります。

2011年3月12日午後3時36分、東電第1原発1号機の水素爆発、3月14日午前11時1分の3号機の核分裂を伴った水素爆発、そして、翌15日午前6時10分の2号機圧力容器付近の爆発、同6時16分の4号機建屋上部付近の爆発から、あさってで4年目を迎えます。

強制避難者はもちろんのこと、自主避難者や避難したくても避難できない人など、多くの放射性物質被害が、いまだに未来、将来への健康不安や風評被害に悩み苦しんでいる状況は、4年たった今も何一つ変わっておりません。

まともな補償・賠償も受けられず、復興という言葉の裏側で泣き寝入りをする現状を見ると、原発被害者にとって、この国は政治も行政も全く機能してないことを実感するものであります。

同じような高線量の被害を受けながら、単純に行政区単位で避難区域が分けられ、放射能汚染に苦しんでいる住民への差別と分断は今なお根深く進行しているのが現状であります。しかも、まともな管理行政能力もない原子力政策を進めてきた国は、ろくな加害者責任をとることもなく、高濃度汚染被害者の実態と現実を無視し、次々と避難区域の解除が強行され、高線量地区に強制帰還を進め、賠償金を打ち切ろうとする姿勢は被ばく住民に対する棄民政策以外の何者でもありません。

特に、一昨年の9月ごろから汚染水対策に国が前面に出て対応するという方針を打

ち出してから、被害者に対する差別の本心がむき出しとなっているのが現実であります。これは環境省による除染目標を空間線量から個人線量に移行し、避難住民にガラスバッジの簡易線量計を持たせ、低線量を定義づけ、住民帰還を強行しようとする卑劣なやり方であり、狭い仮設や慣れない借り上げ住宅から一日も早く解放されるため帰還したい住民と、放射能不安や生活不安で帰還できない住民とを対立させ、住民の分断を画策する国の姿は、まさに狂気に満ちたものであります。

このような状況の中、多くの住民が声を上げ、避難区域のみならず、避難区域以外でも次々とADRや裁判の集団訴訟が起こっていることは先祖から受け継いだ土地を汚染され、健康被害におびえ、平穏な生活を破壊された住民の怒りと反発を何よりも証明しているのであります。

本件事件の原因者である東電のみならず、被害住民の要求に応えていないことへの不信や不満が大きいことも行政当局は再認識する必要があります。

除染事業に続き、復興という名のもとに次々と公共事業が計画され、避難住民が分断され、何ら科学的根拠もないガラスバッジで低線量を強調する国と利権に群がる原子力村集団の厚顔無恥の蛮行は、まさに目に余るものがあります。

その一方で、原発プラントの実情は、収束どころか、実態は悪化の方向へ向かい、手の施しようのない汚染水対策に迫られる毎日であり、いまだ1、2、3号機は天文学的超高濃度汚染のため、作業はおろか、建屋に近づくことさえできないのが実態であります。しかも、この1号機から3号機には高さおよそ30メートル以上のところにある使用済み燃料プールは3基合わせて1,573本の使用済み燃料が入ったままの状態であります。しかも、その使用済み燃料プールを支えている原子炉建屋も地震と爆発の破壊によって、その強度も10分の1から20分の1程度と言われております。極めて深刻な状況にあるのが原発プラントの実情であります。安倍総理の言うアンダーコントロールとは、マスコミをコントロールしている意味であり、既にもう原子力村では、日本版NSCも特定機密法も既に始まっていると言っても過言ではありません。

このように、ほとんど正しい情報が国と東電によってコントロールされている現状の中で、被害者の完全救済のために基礎自治体のその力量とその姿勢が今改めて大きく問われている現状を鑑み、次の3件について当局の姿勢を質すものであります。

1、環境省による仮置場延長と山木屋地区の避難解除時期を町ではどのようにみるのか。

二つ目として、山木屋地区復旧復興対策の59項目の具体的な復興対策の現状とその進捗状況はどのような状況なのか。

三つ目として、昨年8月、避難区域再編時の12項目の条件は守られるのか。

以上、質問といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 6番 菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

初めに、仮置場期限延長と山木屋地区の避難解除時期をどうみるかについてのご質

問でございますが、現在、避難区域以外の町内においては、地域のご理解のもと監視委員会を設置し、住民の皆様にご監視いただくなど、管理の徹底により、空間線量が十分に低減されていることを確認しながら、今、それぞれの地域で仮置場を設置させていただいているところでございます。

私は、決してこの状態が良いというわけではなく、仮置場は早期に解消すべき課題であることを重々理解しております。そして、山木屋地区におきましても、住民の皆様のご理解のもと、地域の中に仮置場を設置を進めてきたところであります。

町といたしましては、平成25年8月に山木屋地区の区域見直しが決定・施行されたわけではありますが、このときに住民の皆様にご説明申し上げましたとおり、避難指示の解除につきましては、電気、井戸水、主要交通網、通信など、日常生活に必要なインフラや医療・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、また、子どもの生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で、さらには区域見直しに当たり、山木屋地区の皆様からの要望を取りまとめた12項目に係る進捗を見きわめ、かつ、平成27年度から立ち上げる除染検証委員会の議論も参考にしながら、山木屋地区の皆様、町議会、国、県との十分な協議を踏まえて行うものと認識をしております。

次に、2点目、山木屋地区復旧復興対策の進捗状況とその見直しはについてのご質問でございますが、山木屋地区の復旧・復興対策につきましては、一昨年8月に避難指示区域の見直しに当たり、住民説明会においてお示しした「山木屋地区復旧・復興事業工程表」を基本に進めており、昨年9月から発足した「山木屋地区復興推進委員会」においても、工程表をもとに復旧・復興施策について具体的な進捗状況を説明するなど、協議を行っているところでございます。

山木屋地区復旧・復興事業工程表につきましては、インフラ・生活関連サービスや安全・安心の確保、地域コミュニティ機能の維持・確保、営農・事業の再生・振興などから成るものであり、インフラ・生活関連サービスについては、震災に伴う国道114号の改良や、山木屋出張所、公民館、山木屋小学校の修繕等が終了しており、現在は集会施設の修繕箇所調査や山木屋中学校（川俣中学校内仮校舎）のトイレ改修、復興公営住宅整備、井戸掘削事業、デマンド型交通の運行などを進めているところであります。

次に、安全・安心の確保につきましては、井戸・引き水の水質調査、個人積算線量計配付などが完了しており、いぐね伐採や内部被ばく・外部被ばく検査、環境放射線モニタリング、放射能リスク対話集会、パトロール隊などの区域内の防災・防犯対策等を継続して実施しております。

また、地域コミュニティ機能の維持・確保については、山木屋地区情報発信を目的とした機関紙「はやぶさ」の作成や、営農再開に向けた機関紙「農家日和」の発行、郷土芸能広報事業などを行っております。

営農事業の再生・振興につきましては、トルコキキョウの出荷が再開されたことに加え、除染後農地の保全管理、実証栽培、暗渠排水一体型施工、通い農業支援などに取り組んでおります。

さらに、「過疎型スマートコミュニティ構想」においては、避難指示解除後の山木屋地区の復興拠点となる複合型施設の整備に向け、検討を重ねているところでございます。

町といたしましては、引き続き山木屋地区復興推進委員会において山木屋地区の復興や帰還に向けたさまざまな協議を進めるとともに、住民皆様からご意見等をいただきながら、一歩ずつ復旧・復興に進んでまいりたいと考えてございます。

次に、3点目、避難区域再編時の12項目条件は守られるのかについてのご質問でございますが、この12項目につきましては、一昨年の避難指示区域の見直しの際に、町から原子力災害対策本部長である安倍晋三総理大臣に対して示したものでございます。

第1点目の「避難指示解除見込み時期の設定に当たっては、除染や復旧・復興事業の進捗を踏まえて設定すること。」につきましては、生活圏の除染が完了したものの、農地などの除染が未了であるなどから、現時点では解除見込み時期は未定でございますが、今後、除染や復旧・復興事業の進捗を踏まえ、また、平成27年度から立ち上げる予定の除染検証委員会への議論も参考にしながら、山木屋地区の皆様、町議会、国、県との十分な協議を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

第2点目の「除染に当たっては、放射線追加被ばく線量が法令等による年間1ミリシーベルトになるまで繰り返し除染を実施すること。」につきましては、宅地周りの除染が昨年8月に終了したほか、農地等の除染については、今年中の完了を目指すとの方針が示されたところであります。また、フォローアップ除染については、環境省が相談窓口を設け、継続してきめ細かな対応をするとしております。

第3点目の「山林、河川、ため池等の除染については、方針及び工程について早期に示すこと。」については、環境省は、今般、モデル事業等により得られた落ち葉等の堆積有機物除去に加えて、林縁から5メートルの範囲内の堆積有機物残渣除去が効果的であるなどの知見により、新たな手法を除染ガイドラインに盛り込みましたが、全面的な森林除染については、現在、林野庁と連携しながら検討しているところであります。

また、ため池等の除染につきましては、生活圏の空間線量に影響を及ぼしている場合は、環境省が除染することとなっているほか、営農再開や農業復興の観点から対策が必要な場合は、農水省等が作成する技術対策マニュアルに基づき、国の福島再生加速化交付金及び県のため池等汚染拡散防止対策実証事業を活用しながら、国や県と連携し、対策を進めてまいります。

河川の除染につきましては、現在、実施基準がないことから、引き続き、国に強く要望してまいります。

なお、営農再開に向け、口太川の堆積土砂の除去を、国、県に強く働きかけた結果、応急的に河川流域を確保する実証事業が実施されましたが、効果は一部のみであることから、今後とも抜本的な対策を要望してまいりたいと考えております。

第4点目の「除染の仮置場は約束どおり3年以内に搬出作業を開始すること。」に

つきましては、ことし1月、3年以内の搬出はできないとの説明のため、環境省が来庁した際、私は、今後のスケジュールを示さないままでは到底受け入れられない旨を申し上げました。

町といたしましては、国に対して、中間貯蔵施設の速やかな整備に向け、全力を尽くすとともに、仮置場から除染廃棄物が早期に搬出されるよう、引き続き求めてまいりる考えであります。

第5点目の「牧草地の除染に当たっては、表土はぎ取りを行った場合は、覆土、播種まで実施すること。」につきましては、農水省、環境省、復興庁が連携して、山木屋地区細畑地内で実証モデル事業を実施し、その結果を踏まえて、営農再開に配慮し、原形復旧的措置として播種まで行う方針を決定したところであります。

第6点目の「住宅除染に当たっては、いぐねを住宅より10メートルまで伐採し、補償すること。」につきましては、現在、環境省では、住宅除染の完了時において、いぐねの影響により線量が低下しない場合にのみ、伐採するという方針を取っておりますが、環境省におけるいぐねの空間線量率影響調査では、山木屋地区では、いぐねが空間線量に与える影響はほとんどないと結論づけており、実質的に除染による伐採は困難となっております。

そのため、町といたしましては、復興庁との協議を重ね、帰還再生加速事業を活用しながら、早期帰還の意向を持たれる方を優先に、住民の皆様と相談しながら、住宅へ倒れるおそれのある樹木などの伐採を実施しているところであります。

第7点目の「復興公営住宅を早急に建設することとし、入居可能時期を明確にすること。また、子育て世代の入居に最大限配慮すること。」につきましては、町では居住制限区域の方と避難指示解除準備区域の子育て世帯の方を対象に、旧川俣精練跡地に町営の復興住宅を40戸、壁沢地内に県営の住宅を12戸、計52戸の整備に取り組んでいるところであり、町営、県営とも平成28年度中に入居を予定しております。

第8点目の「仮設住宅及び借り上げ住宅の入居者の支援については、避難指示が継続される限り認めること。また、避難指示解除後においても、諸事情があつて、「すぐには戻れない人」、「戻らない人」の心に寄り添い、支援を継続すること。」につきましては、仮設住宅の設置期限は現時点で平成28年3月までとなっておりますが、住居の確保については、復興公営住宅の整備状況なども含め、町、県、国で状況を踏まえて対応することとなっております。

また、東京電力による住宅確保損害に係る賠償については、帰還者及び移住者それぞれに対し、追加賠償が実施されることとなり、今月、東京電力による住民説明会が開催される予定であります。

第9点目の「飲料水及び生活用水の確保については、ボーリングを実施するなど責任を持つこと。」につきましては、国との調整を粘り強く重ねた結果、福島再生加速化交付金の活用が可能となり、昨年12月から25件の井戸掘削に着手し、平成27年度一般会計当初予算においても所要の予算を計上しております。

第10点目の「精神的損害賠償については、避難指示解除後においても賠償を継続

すること。」につきましては、現時点では、避難指示解除後1年間は賠償が継続されると認識しておりますが、町といたしましては、住民の皆様にも不利益が生じないように、国、県へ働きかけを行っているところであります。

第11点目の「事業再開及び営農再開に向けての支援策を充実すること。」につきましては、事業再開する事業者と営農再開を目指す農業者に対し、国や県と連携しながら個別に対応しており、支援策も充実してきたと考えております。

なお、営農再開につきましては、昨年4月から、週1日、2名の国職員の派遣を受けており、今後もさまざまな事業に取り組み、支援策の充実を図ってまいります。

そして、第12点目の「復興事業を担当する政府職員を復興事業が完了するまで責任を持って配置すること。」につきましては、今年度では復興庁職員2名、経産省職員2名、環境省職員1名が常駐しているほか、昨年4月からは農水省職員が週1日2名派遣されているところであります。

これらの12項目につきましては、山木屋地区の復旧・復興に必要な取り組みである一方で、避難指示解除に当たっての判断の指針ともなることから、しっかりとその進捗状況について注視していくとともに、将来にわたり町が示した条件を遵守するように、引き続き国へ求めてまいる考えであります。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今の答弁の中で若干の再質問をさせていただきます。

1番目の、この仮置場の延長と避難指示解除って、これ非常に密接な関係にあるわけですよね。というのは、解除されたとしてもですよ、あのフレコンバッグがあのままの状態であるっていうことは、これも20年なのか30年なのか全くわからないわけですよね。ましてや、あの環境省を信用する人、まず、いないですから。町長は信用してるのかわかんないですけど。

で、現実にはですよ、あの状況だと、解除したところで、帰還しても、まず生活が成り立たないと。あと、一方では、放射性物質の線量がこの前の住宅周りの説明会であったとおり、平均0.54ね。平均っていうことは、高いところはもっと高いってことですよ。ばらつきあるっていうことです。だから、そういうことを考えれば、そう単純に解除に行ける状況ではないかと。で、解除イコール賠償を打ち切るということですから。

で、まず、原則確認しておきたいんですけど、支援機構にはどのぐらいの金に来て、今どのぐらい支払われたか、町当局は把握していますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、その程度のことをわからないで、行政やってるわけですよ、私から言わせれば。

で、法的根拠に基づいて賠償というのは決まっているんですね。原賠法の第3条及び民法の709条ですよ。故意または過失によって損害を与えたものは賠償しなければ

ばならないと。国は支援機構に9兆円用意したわけですよ。3月5日現在で4兆8,000億しか、まだ払ってないんですよ、現実。これが今の現状なんですよ。何やかんやいろいろ理由をつけて。

まあ、その賠償の話はちょっと後でしますが、いわゆるその都路もそうだし、川内も三つに分けてますよね。三つに分けて、今、解除という話で、今、勸奨地点も南相馬もそうです。で、解除になったところ、じゃあ、帰還してるのかってたら、ほとんどしないわけですよ。一番最初やった広野だって、あれしか帰ってないわけですよ、現実。にね。だから、それはその自治体の方針なのか住民の意思なのかわかりませんが、現実そういうところが次々と裁判を起こしているわけですよ。これは何かというと、国で決めた法律は1ミリシーベルトなんですよ。これは国家で決めた。ところが、国はICRPの基準を持ち出しているんですよ、20ミリから100ミリは疫学データがないから大丈夫だと。なぜ、国はですよ、民間団体の基準を弁明しなければならないのか。だから、町長はいつも言っているとおり、1ミリシーベルト原則論って、これは曲げてないんだと思うんですけど、これは後で確認しますが。現状はそういうことですよ。ということは、0.23じゃないですよ、0.54ですよ。そこに、解除ということで、まあ、あらゆる政策がそういう方向で今進んでいるんです。これは、一方では賠償金を早く打ち切りたいということですね。で、この賠償4兆8,000億払った東京電力の年間の売り上げって、幾らあったかわかりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答え申し上げます。

持ち合わせの資料がございませんので、後ほど説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、別に、わかったからどうこうってないんだけど、被害自治体の職員がですよ、まあ、職員というか町全体ですね。その程度のこと把握しないで、どうやって賠償とか対応できるんですかということですよ。3万6,000人の社員で年間5兆1,000億の売り上げですよ。それが4兆8,000億円の賠償金払ってですよ、黒字決算なんですよ、この会社は。おかしいと思いませんか。我が国の法律に照らして。民法及び刑法に照らして。204条、205条、210条もそうですが、刑法の。いいですか。

だから、現実ですよ、戻りますけど、仮置場ですね。総量はわかってますよね。山木屋地区は、最初、当初60万袋だったんですよ。1トン入るかどうかわか別にしてね。川俣町内は12万袋ですよ。今、川俣町内、18万ぐらいですよ、予定で。山木屋は75万袋ですよ。75万袋というのはすごい数ですよ。だから、仮置場は軒並みふえたじゃないですか。すると、この仮置場の契約というのは、3年ごと契約しているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

山木屋地区の仮置場については、環境省が3年で契約をしているということで報告がございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 3年で契約して、これ、個人ごとだから個人の判断に任せるという対応なのかわかりませんが、これ、明らかな違法行為ですよね。約束守らないんですから。ということは、これ、町としてね、国と個人が契約しているから、これ、官対民ですよね。だから、行政庁は官としてそれは意見を言うなり、法的手段はとれるわけですね、法律制度上。これ、どういうペナルティーを科すつもりですか。1年ごとに14.5%延滞費を取りますか。やればできるじゃないですか、ちゃんと。だから、憲法94条に自主立法権、自主財政権、自主行政権って、三つあるでしょう。その考えはありませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

山木屋地区の仮置場については、環境省が借りておるわけでございます。一番最初に借りたのが平成25年8月に当初借りておりますので、3年経過するのが28年8月になると思います。その時点で、今後その延滞利息等についても検討をしていきたいと思っています。

以上、答弁とします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） これ、検討するのかやるのか、検討するのかね、これ、はっきりしてください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

3年目を迎える来年8月をめどに、国と協議をしながら対応を検討していきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 3年で仮に、あと3年プラスかわからないですけど、このフレコンバッグ、どこに持っていく予定なんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

24年10月に、除染のロードマップが国より発表されております。そのロードマップの中身で報告しますと、中間貯蔵施設が浜のほうの双葉町、大熊町に設置をされます。で、川俣の汚染土壌については、大熊町の中間貯蔵施設の施設内に保管される予定になっております。

以上、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

たけど、県と。でも、実際、地権者は個人ですから。両町合わせて2,360人の地権者がおります。土地所有不明の方が行方不明も含めて約700人いるわけですね。わかっているだけで、1,300人ですよ。そこで、今どういう条件で土地の補償に入っているか把握していますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

用地の交渉の内容については、町のほうで掌握しておりませんので、後ほど答弁にさせていただきますと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） あのですね、それは調べなきゃわからないからわからないってことかもしれませんが、実際問題としてですよ、あの辺の土地の農地の買収についても、基本的には国で出した制度だけですから、ADRの裁判でもやらない限り、そんな変わらないわけですよ。そこにですよ、国が1反歩120万、で、県が120万、240万。今回の羽田の野菜の苗圃地で1反歩幾らですか、買収額。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

平米単価におきまして2,500円ですので、1反歩当たりになりますと10アール当たり250万となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） そうですね、まあ、1反歩がわかりやすいから1反歩と言ったんだが、10アールとも世間では言いますけどね。だから、実際問題、240万で売ると思いますが、常識で考えて。山木屋の田んぼでさえですよ、ADRで1反歩90万ですよ。土地の権利の異動がないにもかかわらず。まず、この常識外の環境省の頭の中を私疑いますよ。だから、こいつは能なし政府だと私言っているの、いつも。復興が進まないのは全て環境省のせいなんですよ、これ。あの組織がでたらめだから、全部こういう問題が起きてるんじゃないですか。だから、私、環境悪化省って言ってるんですよ。環境省って、本来どういう制度の組織なんですか、お聞きしますけど。町ではどういう認識してますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

環境行政を一般的に携わる省庁でありまして、主に自然公園とか、あと特別危惧種でありますいろいろな動植物とかの規制、保護をする官庁。あと、あわせて公害の問題を規制をする官庁であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） その環境省が環境を壊すようなことをやって、どうするんですか。これは環境省じゃないから聞いてもこれはしょうがないので。現実にそういう状況で

すよ。間違いなく1反歩240万で売れないと私は思いますよ。現状は。で、現実には、これが百歩譲ってできたとして、1日2,800台のトラックで運んで、やっと3年だそうです。ダンプには積みませんから、平ボディーですよ。ところが、県内に平ボディーは1,400台しかないんですよ。どこから持ってくるの、そのトラック。中国ですか、ロシアですか。だから、この環境省は全く何もわかってないわけですよ、現実には。ということは、あのフレコンバッグはそこに置くしかないってことですよ。で、今、町有地とか何かをつくって、約2%弱かな、そこが今工事やってるところに一部運ぶってことだけです、現実には。で、そのフレコンバッグの土壌、要するに除染廃棄物だって、当初の予定よりはどこだって、2割とか、ふえているわけですよ、国の試算よりは。だから、現実には、そう簡単には運べないってことも認識しながら、やっぱり対応していかないと、いつまでも国が、県が、国が、県がとやってると、本当に自治体の主権が問われますよ。まあ、これ、言っても町で対応する話じゃないんで、これは仕方ないですけど。

現実にはこの前のアンケートじゃないですけどね、帰りたいかと聞かれりゃ、帰りたいと答えますよ、誰だって。だけど、帰れない状況をつくったのは、原因者である東京電力と、あの能なし政府ですよ、原子力に関しては。できなかったんですから、実際は。現実には現場行ったらわかるでしょう、津波だけじゃないというのは。もう、地震で最初っから壊れてたわけですよ。だから、これ、いろんな専門家が言ってますけど、現実には、爆発する前に既に1時間当たり1,590マイクロシーベルトの放射線がもう検出されているんですよ。で、4回目でベント成功したのが大体3時ぐらいですから。で、午前9時か10時にはかったときは、既に双葉町の上羽鳥地区で1,590マイクロシーベルトが計測されていると。まあ、実際は4,000あったと言われていますけど、まあ、県は隠蔽したんでしょう、多分。1年後に来ましたよね、説明に。これだけでたらめなんですよ。JCOのときもそうですよ。あのJパワーがやったのも。午前9時半に起きた事故ですよ。国民に知らせたのは夕方でしょ、5時でしょう。全てこういう隠蔽作戦とか出てきてるわけですよ、現実には。だから、本当に信用、まあ、できるかどうかという、するしかないんでしょうけど、現実にはそういうことですよ。

で、じゃあ、解除できない分、どうやって住民を扱うんですかということになりますよね。だけど、現実には国は強制解除のことしか考えてないわけですよ。だから、何を考えたのかと思ったら、とにかく、おとしの9月の安倍総理の、国が前面に立って収束の対応をするとなってから情報がほとんど出てなくなったんですよ。それまで、ある程度東電も情報出してたんですよ。その後、規制庁になってから、余計その規制が強くなって、出てなくなったの、情報が。保安院のところがまだ出てましたよ、現実には。これが今の管理能力のない政府と、ダダ漏れしている東電の今のプラントの実態なんですよ。だから、そういう中で、やっぱり基礎自治体として、我々はどういうふうにして、避難者を守りながら、被害者の立場に立って対応しなければいけないということが今問われているわけですよ。だから、中間貯蔵施設については、

幾ら環境省がやると言っても、そう簡単にできないというのも明らかなんですよ、今の段階で。そのことをちゃんと、環境省にちゃんと伝えてますか。具体的に環境省が町に来たときに、町長は何と言って、どういう要望をしたんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

中間貯蔵所の問題につきましては、環境省のほうから所長が福島に来たわけでありましてけれども、私は今の皆さんとの、地区の皆さんとの区域再編のときにもお話し申しておりましたけれども、また、仮置場の話のときにも、3年間という約束は国がそれを明確に示している以上は、私も3年間というふうなことで、それをしっかりやってもらうことが大事だということでお話をしてきた経緯がございました。ただ、今お質しのように、中間貯蔵所もまだ決まらない時点でありましたから、持っていく先が決まらない中で明確に3年間ということ、まあ言わざるを得ないかもしれませんが、ただ、でも、ただ、それだけで通せるのかということについては、私は疑問を持っておりましたし、ですから、その相手があるわけでありますね。そんな中で、この大変なことはわかりますけれども、今お質しのように、これはもって国の責任でそういったやるべきことでありますから、我々がどうのこうの言う立場ではないとは言いながらも、しかし、やっぱり言うべきことは言おうと思って、言ってきた経緯がございます。

今回、無理だというようなことで来たんでありますが、私がお話ししたのは、前から言っていることを頑として聞かないで、絶対持っていくと言ったにもかかわらず、今になって私は聞けないと、そんなことを受けるわけにはいかないということを申し上げた経緯がございます。これは何度も皆さんと仮置場の話し合いをしたときもいろんなやりとりがありましたから、そういったことは皆さんも聞いている、当時の国の担当の方も聞いているわけでありますので、そんなことで話してきた経緯がございます。

ただ、その後、中間貯蔵所の問題も含めて具体的にになってきました国、県の対応もするということになってきて、これは川俣町だけの問題、山木屋だけの問題ではないわけであります。福島県全体の問題でもあるわけでありまして、中間貯蔵所を受け入れる町の問題もございますから、これは延びざるを得ないということについては、これは受け入れざるを得ないというような立場には今なったところでございますが、しかし、スケジュール的に、じゃあ、いつからそれを運び出すのか、また、向こうの方の今お質しのように数多くある地権者に対応する取り組みについても、やっぱりそれは切れ目なくしっかりと次々と対応していかないと、今までの経緯からすればおくれる一方だというような話をしてきました。問題があれば、1週間、2週間、1カ月すぐ延びるのが例でありました。それで、皆さんにはいつまでやってるんだと、地元の皆さんに私はいろいろと叱られたりしましたけれども、国のほうから回答が来なくて、町がこの、例えば除染だって方針を決めるわけにはまいりませんので、そのようなことでの時間差がありましたので、今回も本当に全力でやっていかないと、2,300人もいる地権者の方々でありますから、加えて、相続問題とかいろんなこ

とも出てきますから、用地交渉は大変なことであります。ですから、これは本当にしっかりと責任持って、もう2,300人なら2,300人の職員もふえるぐらいでやるべきだというようなことを今申ししております。

一つには、とにかく、今度、きょうのテレビ等では一部地権者との契約が調ったというような報道もされておりますけれども、とにかく、切れ目なく交渉を重ねながら、早くこの仮置場の適用については、国が責任を持ってやっていくということについて、今後とも強く要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だからね、町長ね、2,360人っていったら、すごい人数ですよ。しかも、所有権の問題だと700人ぐらいは所有権がはっきりわかんないわけですから。今、役場18件の立ち退きで、1年、2年で何もまとまってないわけですよ、現実には。その周辺ちょっとだけで。そこに16平方キロですよ。2,500万トンの汚染物質を運ぶところですよ。そんな単純な話じゃないと私は思いますよ。ただ、これ、いつまでもやってるわけにいかないんで、あれなんですけど。

でも、一方では、プラントの状況、あんまりきょう聞いてもしょうがない、聞きませんけど、今回のK排水路の問題だって、1年前から報告してないんじゃないかって、もともと2011年のあの爆発事故の後から、もうずっと出続けているんですよ、あそこは。東電で発表する数字と作業員とかに聞いている数字じゃ全く違うんですよ。まさにそういう面では、あの安倍内閣のアンダーコントロールが行き届いているんですよ。マスコミが書きませんから。報道しませんし、現実には。でも、一方では、そういうことが続いているんですよ。あのサブドレーンの問題にしたって、凍土壁だって、山側はある程度凍るのがわかりましたけど、海側は全く凍らないんですよ、あそこは。そこに320億かけているわけですよ、今現実にはね。でも、あそこだけ凍らせたってだめなんです。あれ、山から持ってくる、井戸を掘ったところ、上からまだまだどんどん出ているわけですから。だから、現場は全くそういう状況なんですよ。それで、今も1時間当たり1,100万ベクレル出続けているんですよ。

じゃあ、お聞きしますけど、1ベクレルというのはどういうことを言うんですか、体に入った場合。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

○6番（菅野清一君） 議長、時間もったいないからいいです。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） いいですか、体内被ばくの、1ベクレルって言ったら、1回体内に入れば、1秒間に1発、放射線を出すんですよ。1分間に60発ですよ。それが蓄積されて、がん細胞が生まれてくるわけですよ。だから、晩発性のがんというのは、15年、20年かかるってことなんですよ。それだって、今、県の健康管理検討委員会はまさにうそと欺瞞を重ねて、それでも112人の小児甲状腺がん患者が出ましたよね。手術前の人を疑いしてるだけの話です。なってることは同じですよ、現実には。でも、実際は報道されているのは、全部とは言われてないですから、その3倍、4倍

というふうに言ってる人もいます、現実には。

そこで、その高線量のところにですよ、例えば山木屋地区一つ見たって、今、農地除染をやってますけど、田んぼ236、畑414、あと、草地が288ヘクタール、合わせて938町歩あるんですよ。これを5センチ、剥ぎ取るでしょう。で、現実が一番高いところで、1平米当たり165万ベクレルですよ。134は半減期2年です、まあ過ぎましたけど。でも、低いと言われているところでも44万4,000ベクレルです。そんな単純に下がるものではありません。そして、その何倍も山林を抱えているわけですよ。それは地元の人をよく知ってるわけですよ。農家の人だって、田んぼと畑だけで過ごしてるわけじゃないですから。山にも行けば、竹藪にも入るわけですから。で、現実には、そこに強制帰還させようってことで、国は何を考えてるのかというと、空間線量だと下がらないのはわかってますから、国は。国民をだますことだけは、関心はちゃんと、きちんと脳が働く人たちだ、あの人たちはね。だけど、個人線量計だったら、ガラスバッジでしょう。ガラスバッジというのは、一定方向から、放射線、飛んでくる方に向けなかったら、あれは何の意味もないんですからね。子どものガラスバッジも同じです。だから、作業員は必ず放射線の出る方向に向けて必ずガラスバッジはつけてるんですよ。だから、空間線量より4分の1から7分の1に減衰するという仕組みになっているんです、ガラスバッジは。川俣はどっちなんですか。長瀬ランダウアですか、千代田テクノルですか、メーカーは。わかんないでしょう。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

川俣町では千代田テクノルさんの製品を使っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 時間ないから、あんまりあれですけど。じゃあ、子どもたちが千代田テクノルというのは前からわかっているんですけど、一般住民のも千代田テクノルでいいんですか。そうすると、コントロールバッジというのはどこに置いてあるんですか。差し引きする基礎になっている、いわゆる自然環境放射線量をはかる。あれは、積算線量は、もともとのコントロールバッジから数字を引いたやつが結果として出るわけですね。だから、コントロールバッジがどこにあるかと、自然環境放射線をどのぐらいに設定してあるかで大きく変わるんですよ、結果は。だから、ガラスバッジほど信用できないものはないというのが国際的な常識なんですよ。日本政府ですよ、狂っているのは。だから、これがはっきりわかるのが、今度IAEAの傘下になった放影研が今度調査しますよね、個人ごとの。これ、とんでもない話だと思っているんですけど、そのデータはIAEAに行くのかどこに行くかわかりませんけど。まさに個人ごとのこのデータとりが、実証実験が始まったってことですよ、厳密に言えば。だから、のんきに国でやってるから大丈夫だなんて言ったらとんでもないことになりますよ、今の政府は。

で、現実にと考えるとですよ、その、じゃあ、川俣の場合、説明会をやったようですが、個人の線量バッジでどういう結果が出ましたか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の説明を求めます。

○6番（菅野清一君） 時間ないから。議長。6番。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） ほとんど、あの空間線量の値から見ると、3分の1、4分の1の結果となっています。これ、現実、当たり前なんです。みんないつもここに、体につけているわけじゃないんですよ。子どもだって、ランドセルしょって、ランドセルに掛けておいたら、これがコントロールバッジで、どっちが線量計だかわからなくなるんですよ。だから、このガラスバッジって、もともとそういう代物なんです。だから政府は入れたわけですよ。低い、低いといって帰還させようと。帰還なんか、ほんだら、国だって、例えば復興庁だって、帰還せよったって、帰らないの、よく知ってるんですよ。ただ、あの人たちは、帰っても帰なくてもいいんです、そんなことは。賠償金さえ打ち切ればそれでいいってことですよ。で、ゼネコンはある程度一時的な除染をやって、一定の利益が上がればいいわけですね。で、ある経済団体の試算では5兆1,000億円と言いましたが、実際はその倍以上かかるというふうに言われています。でも、国は除染をすると行った以上は、何兆円かかろうと私はやるべきだと思いますよ。ある試算では、森林までやると1,200兆円かかるそうですよ。1,200兆円というのは国の借金と同じぐらいですよ、大体。それを超える金額です。それでも、あの能なし政府はそれをやると言ったんだから。我々被害者としては絶対やらせるべきだと思いますよ。だから、今回の空間線量から個人線量計に移行して再除染をやらないなんてことは、まさに言語道断ですよ。加害者責任としてやるべきなんです。これは民法709条は今でも日本では生きているわけですから。ね。原賠法の3条も同じです。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間、あと5分です。

○6番（菅野清一君） だから、そういう点では、この、私は今すぐ個人線量計のガラスバッジはやめさせるべきだと思うんですが、町長、その所見はいかがですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） ガラスバッジによる体外被ばくの計測につきましては、もう川俣町は23年の6月からやってきておりますから、3年以上経過しているわけですが、これは、今、議員お質しのように、そのガラスバッジの線量の当たるほう、前のほう、いろいろございますが、しかし今までずっとやってきておりますので、今のその辺の統計も取りながら、今お質しの、じゃあ線量はどのぐらいになっているのかということについては、報告会なども開催しながら説明してきておりますので、今、そのコントロールバッジですか、そういったものについても併用した中でのこの数値の誤差というものを、これは科学的に今は証明できる時代になっていると思いますので、そういったことも含めながら、検査結果については公表してまいりたい、そんなことで、今後ともガラスバッジ等についても、今まで使ったものを継続してやること

については、今はまだやらないと言っておりませんので、今のところ継続する考えであります。ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 町長、質問したこと、そういうこと聞ってるんじゃないんだ。それは子どもたちの話。私が言ってるのは、避難区域の住民に渡してやってる話です。まあ、それはそれでいいです。それ以上聞いても、それ以上答えが出てこないから。

これ、明らかにね、数値が低く出る仕組みになっているんですよ。だから、国はそれを選んだんですよ。それは主導したのは財務省ですよ。だって、金払いたくないんですから、現実には。だから、昔から言うでしょう。除染は金になるが、避難は金にならないというのが、これ、国の省庁の合い言葉みたいなもんですよ、現実には。まあ、現実には生身の人間が避難させられて4年ってことは、80の人は84になるんです、一つ、年をとりますから。そうすると、その人たちにとっての復旧・復興っていうのは、ある程度急がなきゃなんないわけですよ。そういう意味では、やはり、今、とりあえずその住居確保、損害もある程度出るようになりました。まあ、それ以外、まだまだ遠いですけど。だから、先ほども出たように、災害公営住宅なんか、誰も、アンケートで頼んだ人1人もいないんですよ。それを、いつの間にかアンケートをすりかえて、災害公営住宅に行ったじゃないですか。あれは公営の団地をつくってくれという要望を出したんです、自治会でも。

あと、もう一つ、時間ないから聞いておきますけど、議会からも一昨年の12月に出した意見書の中でも、除染した農地に、田んぼに砂を入れてくれと誰も言ってないんですよ。海水浴場じゃないんですから、田んぼは。ちゃんと肥沃な土を施して、ちゃんと復元して返さないで。したがって、解除する前に、住民をそこで働かせるなんてこと自体が明らかにおかしいんですよ、どこから考えたって。これは行政責任として、加害者責任として国なり東電にやらせるのが本当の筋なの。それをきちんと伝えるのが基礎自治体の町長の仕事なんです、町長。わかってねえんだと思うんで、私聞くんだけど。で、川俣町のもともとの自然環境放射線量は幾らだったのか。

あと、もう一つは、もう時間ないから言いますけど、この12項目がほとんど守られてないわけですよ、区域見直しした条件が。おとしの8月ですか。町長、これが守られない限りは、解除はできないと私は思うんですよ。たとえ1項目であろうと。ということは、少なくとも、この12項目全て守った時点でないと、解除の協議はできないというふうに解釈して間違いありませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

山木屋の避難区域の解除につきましては、区域再編のときにも説明申し上げたとおり、電気、井戸水、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療、郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、また、子どもの生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で、さらには区域見直しに当たり、山木屋地区の皆様からの要望を取りまとめた12項目にかかる事業の進捗を見きわめ、かつ、平成27年度から

除染の検証委員会を立ち上げる考えでありますが、それも含めて、山木屋地区の皆様、また、議会、国、県との十分な協議を踏まえて、この解除については行うものと認識をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） これで時間が過ぎましたので、一般質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） これから、日程第3，議案第23号「平成26年度川俣町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 一般会計補正予算何点かお聞きしたいんですが、まず9ページに急遽国で決めた地方創生交付金、7,429万5,000円ほど載っているんですけども、これは、急遽決まって、慌てて、もらわねえよりはもらったほうがいいということで申請するものでありましようが、この平成27年度以降は総合戦略をつくってどうのこうのという話があるんですけども、平成27年度以降の交付金の見込みというのは、どのようなものに、この交付金は該当するものなのかということと、予算規模というか、金額。どの程度まで見込めるものなのか。川俣町から、自治体であれば、県もということはないでしょうから、これ、市町村とか中核都市だけですよね、多分。県はないんですよね、たしか。県もあるのかな。だから、川俣規模の1万四、五千人規模の町であれば、どの程度この交付金というのが、この総合戦略で計画をつくれば充当されるのか、それは何年続くのか、その辺の概要をお知らせいただきたいなと、こういうふうに思います。

それから、歳出のほうなんですけど、15ページに、今言ったその地方創生対策で、総合戦略をつくるための予算が1,055万2,000円載ってまして、繰越明許をするんだと、こういうような話。まあ繰越明許するのはいいと思うんですけど、まず、この委員報酬。まあ、いろんな会議つくるんだけど、町長ね。また、同じ人が集まって、また懇談会か、委員会かという批判もあるわけじゃないですか、町民の皆さんから。これ、地方創生ということで、新たな事業ですよ。で、やっぱり、国が目指している方向性なりと、川俣町がこれからどうやって発展していくのかということの、私は制度のよしあしは抜きにして、利用するものは利用すべきだという考え方ですので、そういう面ではどういう人を、これ、委員にしようとしているのか、それをお伺いしたいのが1点と。

二つ目は、ここにまた臨時職員賃金と出てくるわけね。まあ、交付金で認められたから載せておくんだみたいな話なんだろうと思うんですけど、これからの川俣町の総合戦略をつくるのに、臨時職員の人、事務をとったからって、できるのかなっていったらこれ絶対無理じゃないですか。川俣町のことも何にもわかんねえ人がぼこっと来て、コピー焼いたりしてるくらいでは話になんないわけですから。これは臨時職員で本当に対応できる仕事なんですかというのが私は疑問。

あと、郵便料、これ、55万2,000円とってるんですけど、これ、何に使うのか

ね。５５万２，０００円という大金を。

あと、委託料もこれ、７００万円とってるんだけど、委託先はどこを想定してるのか、お聞きをしたいと思うんです。

あと、その下に、補助金で、避難者等住宅等取得支援補助金というのがあってね。前から、おれ町長に申し上げてると思うんだけど、こんな制度つくったって、誰も該当しねえんだよと、前から言ってるんだけど、これ皆減ですよ。多分。全部落とすんですね、今回。申請ゼロでしょ、多分これ。で、これ落とす、この制度は、誰も申請しないことは、町長自身わかってますよね。何で申請しねえのかというのは。で、わかってて落とす。そして、再生加速化交付金返しますとなってるじゃないですか。そうじゃなくて、じゃあ、これでだめだったら、どうやって、本当に避難者の人の支援ができるのかってことをそれこそ山木屋地区の復興推進委員会やってれば、検討して、新たな制度にして、この９００万円を生かしていくという考え方に何でなれねえのかね。そういうことを復興推進委員会で議論したのか。落とすことも、あるいは、落とすことに伴って新たな制度をつくって、避難者の方々の支援をしていくということも含めて検討したのかどうか、そこをお聞きしておきます。

それから、２１ページ、介護保険会計の繰出金７，５００万円、これ３カ年分出すんだという話なんですけど、まず第１点は、国が補填しないというね、あれ、国の通知に従ってやったわけですよ。住民税１割減免して、ほんじゃ介護保険料１割減免すれば、国も認めると言ってるからやりましょうねということでやったわけでしょう。その通知に従ってやったにもかかわらず、厚生労働省が補填をしないという法的根拠ね。正式に紹介して、何かもらったんでしょから、その法的根拠はどこにあるのかね、それを明らかにしていただきたいということが１点。

それから、国が補填しねえと言うんならば、これ通知に従ってやってることやんねえというのは、行政機関同士だって、これ、訴訟ができるわけだから、当然、国払いなさいって、訴訟起こしたって構わねえし、それが嫌だと言うんならば、これ、原子力災害でやっているわけだから、だったら、東電に損害賠償するとかという話も聞かないわけだ。その辺はどういうような考えなのかね、国に訴えるのか、東電に賠償を求めるのか、その辺の考え方はどっちにあるのかということ。

あと、これ３年間さかのぼって補填しますというんだけど、少なくとも平成２４、２５年は間に合ったわけでしょう。間に合ったんですよ、多分。間に合ったから、今まで１回も補填しなくても、ちゃんと決算もしたし、通っているわけですよ。で、介護保険料その間上がったって話もねえわけ。だとすると、何で３年間遡及しなくちゃいけねえのかね、ことし足んねかったら、ことし足んねえ分だけ補填すればいいじゃないですか。何も３年さかのぼる理由はどこにあるんだか、そこをお聞きしておきます。

あと、２５ページに商工業振興費でプレミアム商品券、これ、地方創生分なんだろうと思うんですけど、ここでこの郵便料というのは、アンケート調査すると書かっているね、予算の説明資料を見ると。何のためにどのようなアンケートをするんだか、これ、ち

よっとお聞きしたいんですね。

あと、プレミアム付商品券発行事業業務委託料というのがありますよね。３７３万９、０００円。これ、まあ、多分スタンプ会にやるんだと思うんですけど。これ、事務費をやるわけでしょう、町はね。そうしたら、スタンプ会で商店が換金に来たときに５％手数料を取ってるじゃないですか。あれはなしということでもいいんですか、これは。だって、事務手数料３７０万円もやってるのに、またスタンプ会で商店が換金に来たら、また５％とるってことになったらこれ、事務手数料の二重取りだと私は思うのね。そこはどうなってるのか。あとね、同僚議員も質問したけど、このスタンプ会以外のところでの利用は、どこまで進んでるんだかお聞きをしておきます。

あと、２９ページに、給食センター１４８万円という珍しく大型補正が載っているんですけど、理由は電気料が伸びたためだと、こう書かっているんだけど、給食センターで電気料１４８万円も川俣町は払わなんねえほど何の理由で伸びたんだか、お知らせをいただきたい。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

１５ページの原子力災害対策費の中の住民支援事業費、避難者等住宅等取得等支援補助金９００万円減ということで、当初予算１，０００万円計上しました。

今回、３月中に申請が見込みがあるというのが２件ありまして、９００万円だけ減をしていたところでございます。全て皆減ではございません。

で、使われない理由としては、県税の住宅不動産の取得税相当額を補助する制度なんですけど、取得税の中に特例がありまして、その取得税を特例に基づいて減免をするというようなことになりまして、県のほうでその適用をなされた。ですから、県税が免税になっているというところで、使われない原因となっているということで、答弁とさせていただきますと思います。

あと、もう一点ですが、復興推進委員会のほうで、議論したのかということでありましたが、まだこの議論については、しておりません。

今回３月ですので一応整理をしちゃって、４月以降の復興推進委員会のほうで議論をしていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） プレミアム商品券の関係のご質問にお答えしたいと思います。

まず郵便料でございますが、これはこの商品券を購入していただいた方々に対して、基本的に、この事業上、満足度とかそういったものの内容のアンケートを配付いたしまして、それに答えていただくというものがございまして、事業のやはり趣旨に沿って、地域にどれだけそれを活用しているかという、その尺度的なものに使うと聞いております。

次に、３７３万９、０００円の委託でございますが、これの大半は人件費でござ

います。これは、シルクスタンプ会で新たにこれだけの事業をやるために、新たな人というか臨時職員を雇わなくちゃなんないので、その人件費が大半でありまして、そのほかにありますのは、商品券の印刷料、あるいは商品券の発行の関係の料金ということでございますので、印刷等でございますので、基本的にスタンプ会のほうでの、もともと取っております手数料関係は必要になるということになっております。

そのほかにプレミアム商品券の販売額を拡大するのはどこまで進んでいるかということでございますけれども、これも、先ほど、前に答弁したとおり、今の段階では、まだ各店舗のほうに聞き当たっているという段階で、明確にまだご返答をいただいたところはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

予算書の9ページに地方創生の交付金、金額出てございますけれども、この金額については、平成27年度分について、先行して措置される分ということで、平成26年度の予算に計上しておりますけれども、平成27年度に繰越明許して使うもので、現在、平成27年度の交付金は、交付がないということで見込んでございます。この金額で平成26年度は実施しなさいということでございます。

総合戦略につきましては、平成28年度以降5年間の平成31年度までの計画期間になってございますので、平成28年度以降について、現在示されているのは、平成28年度については、今回と同規模の交付金があるだろうということで、県を通じて、回答がございまして、これらにつきましても、人口や財政力指数、就業率、人口の流出率、少子化率など勘案をして算出されてございますので、平成28年度についても同規模かなということで現在考えてございます。

平成29年度以降については、5年間という期間だけは示されてございますけれども、額については具体的に示されていないのが現状でございます。

次に、歳出のほうの具体的な策定に係ります委員の報酬につきまして、その人選に当たりましては、ご指摘いただきました点もよく考慮して対応してまいりたいと思います。現在、産官学金労、そういった各種の団体から15名ほどの委員さんをお願いすることで予算は計上させていただいております。

次に、臨時職員についてでございますけれども、事務補助ではございますけれども、この臨時職員の雇用に関しましては、役場の経験ある方などを中心に即戦力の方を想定をしまして、雇用のほうに結びつけてまいりたいと思います。即戦力ということで考えてございます。

次に、郵便料ですが、郵便料は、プレミアム付商品券の発行事業として、この事業でプレミアム商品券が購入できるという購入券を、この予算で住民登録のある町内全世帯のほうに郵送する費用でございます。プレミアム商品券が購入できるという券を郵送する費用ということでご理解をいただきたいと思います。

次に、総合戦略の策定調査の委託料についてでございますけれども、現在、具体的な

業者の選定は行っておりませんが、地方総合戦略策定のための基礎調査等の委託ということで、対応できる業者を今後選定して対応してまいりたいと考えております。
以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 介護保険特別会計の繰出金でございますが、保険料の算定に当たりましては、3年間の保険給付費を見込んで、計算して算定しておりますので、一、二年目は一般会計からの繰出金がなくても間に合いましたといいますか、なくても大丈夫だったんでございますが、3年目の平成26年度はやはり7,500万円ほどの不足額が生じまして、保険の給付費が今般補正をお願いしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 学校給食センター協議会負担金についてでございますが、電気料の不足額というふうなことでございますが、電気料の値上げ分等でございます、113万1,000円ほど伸びたところでございます。

また、補助事業として実施しておりました「いただきます。ふくしまさん」分の調理委託料、こちら、県の補助事業というふうなことで、歳入のほうを見込んでおりましたが、歳出と合わせまして57万8,000円ほど不足になるところ、また、修繕料といたしまして、コンテナ消毒機の修繕、調理室のエアコン等の修繕等で合計227万6,000円の不足分を川俣町の65%分、148万円を計上したところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。

この介護保険料の1割減免、これは山木屋地区以外の方に均等に1割減免ということで川俣町のほうで行ったんですけれども、この一律に1割を減免するということについては交付金なりで補填しないという決まりがありまして、この一律の10%減免は町の政策的な減免だということで、国からは補填されないということがわかりました。

それで、この7,500万円につきましては、あと東電のほうに賠償請求していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今回の地方創生事業は国が新たに想定したわけでありまして、町も人口減少は喫緊の課題でございますけれども、日本の国としても人口減少が大きな課題になっているというようなことで、地方の少子高齢化社会に対する対応・対策等についてもしっかりと取り組むべきだというようなことが示されております。

町といたしましても、この地方創生や総合戦略策定に当たりましては、提案要旨の

説明で申し上げましたが、子育て支援が重要な施策となりますことから、町における子育て支援の総合的なあり方について、総合戦略策定の中にそれを取り組んでいきたいと考えているところでございます。

これは、町の復興と地方創生が目指す将来像は一体のものと考えまして、相乗的な効果も狙い、今やるべきことを長期的な展望によって進めること、これらを念頭に置きながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁いたします。

地方版の総合戦略につきましても、国で言ってますとおり、基本はまち・ひと・しごとの創出ということで、基本的な目標では地方における安定した雇用を創出することが1点ございます。その具体的な施策としては、農業の担い手確保のための事業とか育成のための事業、観光面からも考えれば、観光振興施策の実施ということで、雇用を創出していくと。もう一点は、地方への新しい人の流れをつくる。人の部分でいいますと、具体的には移住とか、交流の専門相談員の配置の事業とか、企業や本社機能の立地の促進を図る事業などを想定してございます。

次に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、そういった目標達成のためには、若者向けの職業相談事業とか多子世帯の負担軽減策などが挙げられてございます。

次に、時代に合った地域をつくって安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するような、そういった小さな拠点づくりの観点からは、地域交通の利用促進を図るためのバス路線の確保とか、中心市街地の活性化などが挙げられてございます。

いずれにしても、そういった基本的な目標を総合戦略の中に盛り込んで、具体的な施策に結びつけていく必要がございますので、これを平成27年中につくっていくということで、今現在考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長ね、そうすると、この地方創生交付金というのは、今まで川俣町がやってきた例えば定住化促進対策事業とか、町長が、ほら、4期目の公約にした子育て支援だとか、全部絡まってくるわけじゃないですか。去年つくった中心市街地活性化基本計画にもぶってくる。多分、都市マスだつてぶってくるんだと思うんですよね。今、これからやるんですよね、建設課で。

だから、その屋上に屋根を重ねるような形でつくるのか、そうじゃなくて、町が持っている町政振興計画なり、あるいはつくってしまった中心市街地あるいは地域福祉計画もありますよね。これ、子育て支援も、3歳以上がどうのこうのから、第3世帯の無料化から言ってるわけですよね。そういったものを、要は財源を確保するためにつくるというふうにこうドライに考えたほうが、私はこう屋上に屋根を重ねないんだと思うんですけど、その辺ね、町長、また立派な計画書をつくって、立派なんだけど、

どこで何やるんだかわかんねえみたいな話になったんでは困るんで、そこは私が言ったようなことでやってもらったほうが私はいいと思うんですが、町長の考えを質しておきたいと思います。

それからもう一つ、介護保険ね。一律はだめだって、厚生労働省に決まりがあるんだっていうんだけど、それ出してもらえないかね。だって、前、議論したときは、ほんな決まりはどこにもなかったわけだから。要は住民税の減免をしねえ限りは介護保険料は減免できませんということで、いろいろ議会で審議して、調査を当局から資料をもらった結果、一律住民税を減免すれば、介護保険にも減免しますよと書かれているわけでしょ。だからそうしましょとやったわけでしょう。それができない、だめなんだという何か通達か何か来ているんなら、ぜひ出していただきたいなというふうに思います。で、東電に賠償するのはそれは賠償で構わねえけど、その根拠ね、ちゃんと示してください。

あと、この7,500万円の話だけど、2年間は間に合ったんだけど3年目は間に合わねえから7,000万円足んねえんだという話をしましたよね、今答弁で。そう言いましたよね、今。だって、2年間間に合って、ことしだけ7,000万円ふえたの、急に。介護保険料って。給付費だよ、給付費。あとで審議するけど、違うところで。これは考えられねえな、それは。どう考えたって。だって、去年よりですよ、予算額に対して7,000万円ふやしますという、後からこの次に審議する介護保険の補正予算があるわけだけど、今まで間に合ってきたわけでしょう、給付費、それで。7,000万円ことし足んねなくなったという、ほんじゃ、根拠を示してくださいよ、それ。

以上。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいま2番議員からお質しを受けたように、今までの計画もありますし、取り組んでるものもありますので、今回の地方創生総合戦略対策につきましては、それらも踏まえて、そしてまた、その辺を検証して、この屋上屋を重ねることがない、内容があるものにしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 一律1割減免の交付金対象にならないという資料は、後でおつくりして出したいと思います。今ですか。はい。

あと、この7,500万円が3年目に急にふえたのかということですが、1年目、2年目につきましては、繰越金や基金を取り崩して何とか支出のほうに充ててきましたので、それで賄えたので間に合いましたけれども、あと3年目にこの支払い7,000万円ほど不足する分を今回補正でお願いするものです。

以上です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は2時15分といたします。

(午後 1 時 5 6 分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

(午後 2 時 2 0 分)

◇ ◇ ◇
○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） すみませんでした。ご質問に答弁を申し上げます。

平成 24 年 6 月 8 日付で厚生労働大臣宛てに、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害に対応するための介護保険特別調整交付金の措置について」ということで、依頼文書を出しております。これは今お質しの介護保険料第 1 号保険者の 1 割減免につきまして、全額を特別調整交付金で補填していただきますようお願いいたしますというような内容の依頼文書でございますが、これを 6 月に出しておりましたところ、その年の 11 月に復興庁のほうから、この町が行いました一律の 1 割減免についての補填については、この特別調整交付金等の要件には該当しないということで、書面と申しましたが、すみませんでした、電話で回答いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにありませんか。

高橋道弘君。

○2 番（高橋道弘君） そうすると、さっき答弁した文書は何にもないということでしょう。厚生労働大臣に出したら復興庁から回答が来たと言うんだべ、今の話は。そうでしょう。6 月 8 日に厚生労働大臣に出したんだけど、11 月になったら復興庁から電話が来て、それは該当しねえんだと言われたと言うんでしょ。復興庁に何か権限があるのかい、そういう権限。だって、介護保険は、所管大臣が、おれ、復興庁だなんて、聞いたことがねえもんな、復興大臣だなんて。厚生労働大臣に決まっているじゃないですか。間違いはないのかい、復興庁というのは。

そこは、だから、出した文書ももらいたいでしょ、私は。全議員に配ってほしいんだよ。だって、議会発議で始まった仕事なんだからね。当局が提案して、1 割減免が始まった話でねえんだから。もともと議会の予算審議の中で、これは 1 割減免すべきであろうということで、住民税も介護保険料も 1 割減免をした経過があるんだ、24 年に。だから、当然、文書を出したやつも復興庁から電話回答きたというの記録になっているんなら、全議員に配ってくださいよ。

あと、所管大臣が違っても、「はい」と言わなんない理由がわかんねえんで。それで、そのことは、議長ね、議会でこれ、始まったことですから、当局の何だかわけわからない事務処理をして、わけわからないことおっつけらっち、「はい」と黙っているのでは、これ、どうしようもねえんだから、議会としてぜひ取り上げていただいて、特別委員会も本会議もあるわけですから、国に抗議するなら抗議するなりの取り扱いを、ぜひ、議長の権限でお願いしたいなと。これは議長に対しての要望です。

あとね、7,000 万円欲しいって話ね。これ、25 年度の介護保険の特別会計の決算を見るとだよ、今回この 7,500 万円を繰り出して、7,000 万円、介護サー

ビス等諸費に充てるということになっているわけだ。だけど、決算を見るとだよ、25年度の、これ。25年度は7,600万円、途中で減額補正して、最終的な支出は13億7,350万円なんだ、介護サービス等諸費は。で、今回、あとの、次の補正予算に出てくるのではあるんですけど、7,000万円補填して14億5,800万1,000円にするというわけだ、これ。だから、本当にこの金欲しいのかいと。この金がないと、ことしの介護保険料のサービス等諸費は払わんにのかいということを聞いているんですよ。

で、なおかつ、あと、もっとおかしいのは、2年も3年もさかのぼって、金が足りなかったら金よこせという、そういう会計のやりくりって、認められるのかい、これ。常に、その年度、その年度で精算していくんじゃないんですか。足りなかったら、当然、去年も足りなかったら、もらえばよかったじゃないですか。一般会計から。おとしももらえばよかったじゃないですか。間に合ってきたということは、基金を繰り入れしようが、繰越金を充当しようが、間に合ってきたわけでしょう。間に合ってきたら、26年度、本当に足んねえ分だけ一般会計から繰り入れますというのが正しい会計の処理だと思うんだけど、その2点はどうですか。答弁してください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 一番初めの質問、復興庁と言いましたが、間違いでした。復興大臣の所管のところの事務担当の方が特別調整交付金には該当しないということで回答をいただいております。すみませんでした。

あと2番目の、この7,500万円を3年目に一遍に一般会計から繰り出してほしいということですが、やはり一、二年目が財源が足りたのは、基金を取り崩して、あと繰越金があったということで、2年目は財源がありました。で、3年目なんですけれども、今現在、10カ月のところを支払ったところのごさいますて、すみません。10カ月の支払い、介護保険の給付費の保険料が12億1,340万円のごさいます。それで、あと2カ月の支払いのところ、やはり7,000万円ほど足りなくなるということで、今回、介護サービスの給付費等につきましては、7,000万円の増額補正をお願いするものです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） 若干この補正予算で、結局は、これ、原発事故が起こって4年目ということで、相当、政府のほうとしては、この補償やなんかから手を引こうという動きが目に見えて出てきているんですね。この補正の中でも、政府のほうとしては、言ってみれば、地方創生だの何だのといって、メニューの中で一番推奨をしているのはプレミアム商品券なんですね。どんどん今、プレミアム商品券を各市町村でやらせて、消費拡大しない限りは景気は上向かない。10%の消費税を上げるためには景気が上向かなければしょうがないということで、これを盛んに奨励して、まあ、下支えというか、消費を広げようというのはありありと見えるんですね。これはこれで、うちのほうでそういう形でもこれを実施するというについては、私は反対するつも

りはないんですが、本質はこういうところから出てきてるんですね。

で、今、アベノミクスだ何だのといったって、いわゆる一般庶民にとっては全然景気が上向いているなんていう感覚は一切ないわけですから。一部の富裕層というか、大企業やなんかもうかっているというだけであって、これでは景気が上向いているから消費税10%にするんだという根拠にはならないから、こういうことを盛んにやってきているわけですね。

それはそれとしても、原発事故から4年目になって、どんどんどんどん政府が福島はもう終わったんだと言わんばかりの態度をとっている中で、町の、東電やなんかに対する請求、これが非常におくれているんじゃないかと思うんですよね。だから、そういう点では、一つは聞きたいのは、町としては、じゃあ、今年度何ぼ東電に賠償請求して、何ぼ入ってきたのか。で、それは、入ってくるとしたら、これは最終の補正予算だと思うんですね。これ、この後の補正は、補正の10号以下はないんだろうと思うんですが。まあ、あっても不思議じゃないですが。

で、この東電から入ってきた賠償というのは雑費に入るのかい、何に入るんだい。この予算書の中には全然補填されたという中身が出てきていないんですが、その辺のことについて一つは聞きたいということと。あとは、この、町として、国が県がと言っているけども、国も県も補償やなんかはやりたくないという態度にもうどんどん出ているのは明らかなんですね。だから、川俣町で損害をこうむっているものは全て国に補填をしてもらうか、東電に補填をさせるかということを急がないと、もう時効だなんて騒ぎ出しますよ。

だから、川俣で森林除染はやらないと言って、これ頑張っているから、川俣でもやらないんだと言っているんですが。川俣の町民やなんかにとっては、森林というのは非常に大切なものなんですね。だって、そうでしょう。キノコとったって食わんに。私なんか、ワラビもだめだ。いわゆる、これから春になれば、とにかく山菜が出てくるんだけど、それはほとんど食べられないわけでしょ。こういうことをそのまま放置して、復興だの何だのと言っても、これは誰も本気にはなんないと思うんですね。

だから、こういう点も含めた東電に賠償をすとか、何かということをやらなくちゃならねえし、もっと川俣は損しているというのは、例えば町有林やなんか、今、森林、杉やなんかは、戦後、裸山に置いた木が多いわけですから、川俣の森林はもう50年ぐらいになって、使いごろの木がいっぱいあるわけだけど、これも売れないわけでしょう。こういうものをちゃんと補償させるということをやっていないと、決して復興だの何かということにはつながっていかないと思うんで、そういう、まあ、極端なことを言えば、例えば町有林の損害賠償はどこに請求するんですか。

これ、例えば、川俣の財産区、春日様の裏のほうから倉ヶ作の奥のほうにあるんですが、これは50年ぐらいの杉がいっぱいあるわけですよ。こういうものを売ろうとしたって、木の中まで放射線が入って、売れないでしょう。こんなのは、当然、東電に損害賠償をしていかなくちゃならないと思うんですが、その辺の考え方について質しておきたいと思うんです。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

介護保険料の件もございますが、これは東電請求ということについて、これから取り組んでいきたいということで、まず一つ、申し上げさせていただきたいと思います。これは議長とも連携をとって、一緒になってやりたいと思うことで打ち合わせさせてください。後ほどこれから対応していきたいと思っております。

また、今、遠藤議員からの質問がございましたけれども、山林の賠償等も含めて、今、山林のほうは全国県の森林組合連合会のほうでも、これ、賠償問題について、国等と折衝しております。これは、川俣町にとりましては、財産区の実地がございまして、そういったことでは用材の山もあるわけでありまして、それが売れなくなっている状況についての補償、それについてはしっかりとやるべきだという要望はしてきました。現在、まだ確定には至っていないのでありますけれども、雑木山といいますか、原木山と用材のほうとの差はあるように聞いておりますが、一つ方針を示す段取りになってきているという意向は伺っています。ただ、まだ、決まってはおりませんので、今お質しのように、そういったものも、山のこともこの打ち合わせをよくして、山の賠償がどうなのか、運営費等も含めて考えながら対応することは東電請求でやっていきたいと思っております。

また、今まで東電のほうにも請求は行っております。具体的には、平成24年の1月ですか、町民の皆さんに1万円のお見舞い金を出しましたけれども、これはまだ未解決であります。これについては毎年やっておりますが、そのほかにも今の介護保険等もございまして、そういったものをそれぞれの項目ごとに列記しながら、厚生省なり復興庁なり経産省なり、その省庁ごとなんでありまして、まず東電のほうにそれはまとめて請求するというようなことで、これは諦めることなく対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） 15番 遠藤です。だから、もっと、町としては積極的に、やはり東電が行った結果こういうことになっているわけですから、全てのものはきちんと賠償させるということで積極的にやはり取り組んでいかなければ、これはできなくなっちゃうと思うんですね。ましてや川俣の地形上からいって、川俣より、山木屋より先は人が住んでいないわけですから、実害を体で感じるということはないんですよ。だから、川俣町がやっぱり先頭を切って、この東電にきちんとした賠償をさせるという立場に立たなくちゃならないと思うんです。これは、国や県なんかは、ならばやりたくないというのは当たり前なんですから、そういうことをやっぱり質していく必要があると思うんですね。

山林を除染しねえだの何だのと言っているのは、金がかかるからなんですから。これ、金がかかるような状態をつくったのは誰なんだということは明確なんですから。キノコとっても食われねえ。アブラコシなんかは非常に高く、これ、だめだと。あ、コシアブラか。高くてもだめだということを言われてたんでは、これはどんなに復興し

た、復興したと言ったって全然話にはならないと思うんですね。

あともう一つは、やはり町の取り組みの姿勢というのは非常におかしいと思うんですよ。介護保険の問題についても、これ、3年前に文書が来てたのを出さなくて、これは、今、企財課長が保健課長のときですよ。そういうものがあれば出しなさいといって、出させた上で、何だと、これ。片っ方10%を下げれば、介護保険だって同じ率で下げられるんじゃないかという文書がちゃんとあるにもかかわらず、これを議会にも何も示さないでいて、こういう制度はやるべきだということでやった制度ですからね。それ、1年目、金が入ってこねえというものをそのままにしておいてですよ、1年目も2年目も。3年目になって、我々の目にも明らかにわかるようなこと、3年分まとめて、これ、一般会計から繰り入れろったって、こんなずさんな会計はないだろうと言われるのは当たり前だと思いますよ。

だから、これは、確かに介護保険は3年サイクルでの予算を組むわけですから、黙ってれば、基金は3年分あるわけですから、そのうち2年分使ってれば、金は間に合うわね。だけど、そういう会計というのは、この単年度方式の会計の中ではあってはならないはずでしょう。ましてや、厚生省がちゃんと自分らが出した文書に従わないなんていうことは、これ、法治国家として認められることではないので、これはやはり全国的な運動やなんかに、かきたてたとしたって、これは運動化していかなかったらどうにもならない問題だと私は思うんで、それらの問題についても質しておきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。誰ですか。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 一般会計からの繰出金3年分というのは、本当にこの、こちらの、事務的にはまずかったと思っております。それで、これは当初予算の話になっちゃうんですけれども、その年々に1割減免した分の一般会計からの繰出金はお願いするように今般27年度の予算を直しましたので、よろしく願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） あの、これでは審議にならないでしょう。いや、本当に。だって、だから3年前から全然1割減免についての対応が国のほうでしていないものを、議会にも何も報告しないで、財布の中には金があるからって、来年の分や再来年の分を使って処理していて、その事実を明らかにしなかったわけでしょう。だから、こういう会計はないだろうと私は言わざるを得ないですよ。そして、今後はこれ訂正しますと、訂正せざるを得ないですよ、これは。けども、これ、議会の場でこんな論議をね、私も恥ずかしくて何か言いたくないんですが、ただ、やっぱりこういう問題はきちっと質していくべし、議会に対しても、やはり、まあ、東電でないんだから、議会にはちゃんとあからさまに全て報告してもらいたいと思うんですね。

で、やっぱり、これは議会と当局と一緒にあって、やはり厚生省は自分で文書を出しておきながら守らねえというのは何事なんだということは、これは闘っていかなくちゃならないですよ。法治国家じゃなくなっちゃうわけだから。住民税をちゃんと下げた分については、介護保険料を下げてもいいですよということは文書を出しているわ

けだから。

だから、この辺も含めて、今後きちんとした会計処理がやられるように、これは、いわゆる私に言わせれば、一番最初のきっかけは本当に企財課長ですよ。その次は、前の企財課長がやったんですよ。だから、3人目ですよ。3人携わっていて、議会にはそういうことを報告もしないで済ませているというのは、これは議会軽視なんかという以前の問題ですからね。その辺については、やっぱり、ちゃんと正すべきは正してもらいたいと思うんです。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） はい。そのように対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 私は23ページの農業振興費の中の有害鳥獣対策事業費等について、ちょっと二、三、質したいと思います。

まず一つは、有害鳥獣の捕獲隊というか、駆除隊というか、そういう隊員の構成とか、隊員になっている方々の免許資格等について、まず一つはお聞きしたい。その次には、それと関連するわけですが、今、銃器の資格、鉄砲の資格を持っている方が、うんと、著しく減ってきて、逆に、今、わなの免許が比較的簡単に取れると、免許税なども安いもんだから、かなりこう、わなの資格者がふえてきているんですが、そういう中で、この捕獲隊員の中に、隊員のメンバーにはわなの資格者が1人も入っていないようなんですよ。で、そういう人たちも、結構わなのほうで捕獲している方がいるわけですが、そういう人たちは恐らく直接この報償金だの何だのただけなくて、間接的にそういう方はもらっているのかなと思うんですが、そういうことで、ぜひ、捕獲隊員の中にわなの資格者も入れてもらいたいというようなことを言われております。

それから、三つ目には、実際、イノシシ、猿などは、電気柵とかメッシュ柵で、ある程度の被害を守ることはできるんですが、実際には頭数を減らさないと、どんどん被害はふえる一方だと思います。このままでは、本当に、この、今、条件の悪いところで営農を営んでいる人たちは本当にやめなくなっちゃうと。そういう中で、本年度、153頭分、今回補正で追加分ということであれなんですが、イノシシ、猿などの本年度の捕獲頭数等はどんなふうになっているか、質しておきたいと思います。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

まず隊員でございますが、名簿を全部わかっておりませんが、隊員自体は33名でございます。あと銃器、あと、わな、そういったものの場合は、銃器とわなの両方の免許を持っている方を、今、基本的にこの地域と言いますか、近隣市町村もあわせまして、実施隊という形の中の隊員メンバーになっております。ですから、わな

だけの免許の方を繰り入れる、入れないというのは協議会と調整していただかないとだめなので、町としてはそういったものも要望してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

あと、先ほどの頭数に関してでございますが、今年度の、今現在までの26年度の分に関しての捕獲でございますけれども、12月までにおきましては、イノシシに関しましては397頭でございます。猿に関しましては10頭でございます。これは前年比と大体同じぐらいの横ばいの状況でございます。ただ、昨年度からかなり量的にもとってきておりますので、頭数は減らしていると思いますけれども、やはり被害自体は決して、なかなか横ばいにならないというのが現状でございますので、これからも、今言ったとおりに、ワイヤーメッシュ等、そういったものの自己防衛体制を強化もしていきながら、積み重ねていって、こういったものの対策を強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） わなの資格者が、特に、私の地区なんかは鉄砲の資格を持っている人は1人きりいないんですよ。わなの資格者は十何人もいるわけですよ。そして、それぞれかけているんだけど、実際、猿なんか出てきたときに連絡しても、実際、車で時間かかるのない、やっぱり。来たところはいらないですよ、もう、山に。ほんでも、後をたどって行って、山の奥まで行って、きょうは血を流していったから、どこかでは倒れていると思うなんていうことで、実際、捕獲したというのは、今言った、猿はなかなかとれないんだと思うんだけど、わなにもなかなか猿はかかんない。イノシシも今は、おりには、頭がよくなったんだか、こう、何だか、最近は入らなくなってきたということで、もっと、やはり農業者、あるいは中山間地に住んでいる方々のいろんな生活を守るためには、やはりもっと当局は知恵を出して、今言ったように1人でも多く捕獲隊員にしておいて、いざというときにきちっとした対応ができるようにするべきだと思いますが、もう一度答弁願います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

これは前の石河議員のほうにお答えしましたけれども、確かに各地域において、広ければ福島県を除いた地域におきましては、まだまだ実施体制の違いがあります。ただ、これは県として、あるいは近隣として、やはり積み重ねの中でこういったものの防除体制はきちっとつくってまいりたいと思いますので、積み重ねを重ねながら強化をするというのはどうしてもやむを得ないかと思っておりますので、それに対してはご理解を賜りたいと思います。

で、今現在におきましても、実施隊によりましては、確かに被害があったときに、現場に駆けつけた場合、遅いということもございますけれども、地域を3分隊に分けてまして、連絡があり次第、それぞれの3分隊それぞれにまた3人のメンバーがおりまして、なるべく早急に地域のほうにやれるような連絡体制をとって、今年度は昨年よ

りもさらに体制の強化は図っておるものでございます。ですから、隊員の内容も含めまして、今後ともそういったものも強化を図りながら、駆除体制には力を続けていきたいと思っておりますので、何分そういったものを、ご協力、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 最後の質問をさせていただきます。

あの、猿とイノシシのこの捕獲したときの一頭当たりの金額というのは同じなんですか。私は猿のほうはもっと、うんと高くすべきだと思うんですけど、金額。なかなか、直接、面と向かって、なかなか打てないようなんで、ちっと報償金を上げてもらったらどうかと思うんですけど、その辺もよく検討してもらいたいと思うんですけど。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えしたいと思います。

これは、前から報償金自体の内容等の増額も年々の形では増額をしていただきたいということで、農業委員会のほうからも、要望等も、あるいは議員様の方々からの要望も上がっております。ですから、これは、やはり、繰り返して申しわけございません。年度ごとにいろいろそういったものの内容を精査させていただきまして、必要に応じて報償金等も含めまして、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解賜りたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） どうぞ。

○産業課長（沢井一雄君） すみません。答弁漏れがありました。

猿に関しての値段でございますけども、猿もイノシシも同じ金額でございます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

5番 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 21ページの地方創生交付金の中の1-34-50、児童福祉事務諸経費。この中で、地方交付金で、出産祝い金、保育奨励金、入学祝い金給付金、これが賄えるというふうになっていると思うんですけども、実際、26年度からこれは始まった事業だと思うんです。この26年度は町単でやったと思うんですよね、これは。で、26年度の子育て支援の目玉の事業だったと思うんですけども、これを国の地方創生の交付金で賄えるということは、この子育て支援のほうにかける金額がこの分減ったということになるわけですよ。出せる金が浮いたということになるわけですよ。ということは、これは5年とかの問題でなくて、ずっと続ける事業だと思うんですよね、私は。これから、これが後退するということはないと思うんです。それを何で5年ぐらいの期限付きの創生事業で賄おうとするのか。

それから、こういうもので仮にそういうことを地方創生交付金を使うとなれば、やはり5年間という期限がついているのであれば、ずっと継続してやらなくちゃいけないものに使うんでなくて、ここは震災からの復興、原発からの復興ということで、5年単位の中で思い切った事業をこの中で使えばいいと思うんですよ。私から言わせるとね。

何で継続するものを5年単位のせつかく国で新たによこすものを充てなくちゃいけないのか。それでも、今年度でのびのび・いきいきリフレッシュ事業ですか。あれはやめるといふ話ですよ。あれにも数千万円使っているわけですよ。それも浮くわけですから。だから、きのうも申しましたけども、こういう浮く金をやはり子育て支援のほうに、別のほうに回すという形はとれなかったのかどうなのか、お聞きします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

今回、予算に計上させていただいたのは、地方創生への先行型の交付金ということで、今年度の26年度の補正予算に早急に計上する必要があるということもありまして、今回、事業の絞り込みの期間もなかったということで、先行型で、結果的にはご指摘いただいていますような振り替えの27年度に計上すべき案件について、26年度補正予算で振り替えという形で計上させていただきましたが、あくまで先行型で急いで取り組むということで捉えてございますので、今後、総合戦略を策定する中で、ご指摘いただいたことも含めまして、十分検討して、子育て支援の全体的な支援につながるように考えてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 今の話ですと、今年度中に考えていくということなんですけど、これは、1回、この項目ね、出産祝い金とかに、児童福祉事業に使っちゃったものを、使うものをですよ、来年から、じゃあ、別のほうに振り替えますよということが可能なんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 答弁いたします。

今申し上げましたとおり、あくまで先行型で取り組む事業ですので、今後、総合戦略の中に盛り込んで、事業を別に対応するということは十分可能と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。これで質疑を終わります。はい。

○13番（高野善兵衛君） イノシシ、猿の捕獲の期間はいつまでですかということと、町長の権限でもう少し期間を延ばすことはできませんかということを質問します。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 実質の通常の期間と狩猟期間、これは2種類に分かれております。ただ、通年をして駆除はできます。狩猟期間というのはかなり集中的にできる時期、これは冬場ですので、11月15日から3月15日までの期間になりますが、その期間だけを限られています。この期間の捕獲が、大体、通常の捕獲の約2倍ほどの数量が捕獲するという形になっております。ただ、これを町長権限でできるかできないか、ちょっと申しわけございません、私も詳しく内容をちょっと見ておりませんので、変えられるかどうかご返答できませんけれども、ただ一定の期間さえその期間

を設ければ、結構狩猟自体の成果は上がると思っておりますので、期間は別に今までで長い、短いということはありませんでした。ですので、その町長の権限の分に関しては申しわけありません、後日ご返答させていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 高野善兵衛君。

○13番（高野善兵衛君） 町長の権限でできるということになっているんだ。今言われた3月15日までというのは、阿武隈川から東側ということの限定された地域に決まっているんで、3月15日ではもう少し延ばしてもらったほうが、ようやくしみどけしたところで、やつらもしみてるところは余り来ないんで、しみどけしたところが今度ほっちゃかれるという、そういう性能を持っているようなので、もう少し延ばしてもらう方法を講じていただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ただいまそういうご意見をいただいたんでありますれば、実施隊と猟友会、そういったものの調整も必要ですので、そちらと協議をいたしまして検討させていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4、議案第24号「平成26年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第5，議案第25号「平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから各常任委員会を開催していただきます。

あす11日水曜日は、各常任委員会を開催していただきます。

なお、各委員会の運営については、各委員長にお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時05分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 村 上 源 吉

同 署名議員 高 橋 道 弘